
銚 子 市
高齡者福祉計画・
第7期介護保険事業計画

平成30年3月

銚 子 市

はじめに

わが国は、少子高齢化の進展、人口減少社会の到来により、社会経済活動への影響が懸念されるとともに、社会保障のあり方が重要な課題となっております。

介護保険制度が始まって18年が経過し、この重要課題に総合的・計画的に対応するため、介護保険制度が大きく改正されました。

本市における65歳以上の高齢者の占める割合は、既に34%を超え、3人に1人が高齢者であります。また、人口の減少も重なり、高齢者の占める割合は更に増加が見込まれ、平成37年には、38%を超えると推計されます。

このような超高齢化の進展に伴い、誰もが人生80年の時代を迎える今、高齢者の皆様が地域社会の一員として生きがいのある充実した生活を送ることは私たちの切実な願いであります。そして、介護が必要な高齢者の方々も、住みなれた地域で安心して生活を送ることができるよう、互いに支えながら生活できる地域づくりが重要な課題となっております。高齢者を取り巻く環境を地域全体で認識し、「医療・介護・予防・住まい・生活支援が、包括的、継続的に行われ、高齢者が住み慣れた地域、なじみのある人間関係の中で生活できる地域社会」をめざし、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための計画と位置づけ「銚子市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画は、平成30年度から32年度までの高齢者の福祉施策の根幹となるものであります。この計画を推進することにより、「みんなが支えあい すこやかに暮らせる 福祉のまちづくり」を市民の皆様をはじめ関係団体、事業者などの方々との協働で推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり、ご指導・ご協力をいただきました銚子市介護保険事業等運営協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

銚子市長 越 川 信 一

— 目 次 —

I	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
(1)	法令等の根拠	2
(2)	計画の位置づけ	2
(3)	計画の策定体制	3
ア	計画の策定機関	3
イ	アンケート調査の実施	3
ウ	パブリックコメントの実施	3
(4)	計画の推進体制	4
3	計画期間	5
4	日常生活圏域の設定	6
5	基本理念と基本目標	8
(1)	基本理念	8
(2)	基本目標	8
6	基本施策	9
(1)	高齢者を支える社会基盤の整備	9
(2)	生きがいくつくりと社会参加への支援	9
(3)	尊厳ある暮らしの支援	9
(4)	介護サービスの充実と施設の整備	9
7	施策の体系	10
II	高齢者を取り巻く状況	11
1	人口の状況と今後の見込み	11
(1)	人口の現状	11
(2)	将来推計人口	13
(3)	将来推計人口（40歳以上）	14
2	世帯の状況	15
(1)	世帯	15
(2)	高齢者のいる世帯の状況	15
(3)	高齢者の居住環境	16
3	医療・介護等の地域資源の状況	17
(1)	在宅医療分野	17
(2)	生活支援分野	18
(3)	住まい、施設分野	19
4	市民等の関心、要望	20
(1)	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	20
(2)	在宅介護実態調査	25
(3)	介護サービス事業所等実態調査	27

Ⅲ 施策の展開	29
1 高齢者を支える社会基盤の整備	29
(1) 地域包括ケアシステムの構築（深化・推進）	29
(2) 地域包括支援センターの充実	32
(3) 在宅医療・介護連携の推進	33
(4) 市民への情報提供・相談体制の充実	34
(5) 認知症施策の推進	35
ア 認知症の予防・ケアの質向上	35
イ 認知症高齢者と家族への支援	36
(6) 介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進	37
ア 一般高齢者への啓発（介護予防・日常生活支援総合事業：一般介護予防事業）	39
イ 介護予防・日常生活支援サービスの多様化	40
ウ 生活支援体制整備の推進	40
(7) 地域ケア会議の推進	41
(8) 高齢者の住まいの安定的な確保	42
(9) 地域における支えあいの推進	43
ア 独居・高齢者世帯支援	43
イ 家族介護支援	44
ウ 地域の支えあい体制の整備	44
エ ボランティア活動の促進	45
(10) 生涯にわたる健康づくりの推進	46
ア 検診受診率の向上	47
イ 生活習慣の改善	50
ウ 健康知識の普及	51
(11) 安心・安全なまちづくりの推進	52
ア 生活環境整備への支援	52
イ 交通安全・防犯・防災知識の普及	53
ウ 防災情報伝達体制の整備	54
エ 災害の予防	54
2 生きがいづくりと社会参加への支援	55
(1) 社会参加への支援	55
ア 高齢者活動支援	55
イ 生涯学習機会の拡充	55
(2) 高齢者の就労支援	57
3 尊厳ある暮らしの支援	58
(1) 高齢者虐待への対応	58
(2) 成年後見制度への対応等	59
ア 認知症高齢者と家族への支援	59
イ 消費者被害の啓発・相談	59

Ⅳ	介護保険制度の実施状況	61
1	介護保険料と保険料段階別第1号被保険者数	61
2	保険給付費の推移	62
3	被保険者及び要支援・要介護認定者の状況	63
Ⅴ	介護保険サービスの見込みと介護サービス基盤の整備	65
1	要介護等認定者数の将来推計	66
2	介護等サービスの見込み	68
(1)	居宅サービス	68
(2)	地域密着型サービス	76
(3)	施設サービス	80
3	介護保険施設等の基盤整備	82
(1)	介護保険サービス事業所の現状	82
(2)	基盤整備の考え方	83
4	介護保険料	84
(1)	介護保険料算定に関わる標準給付費等の見込み	84
(2)	介護給付費の財源	85
(3)	介護保険料の設定	85
5	介護保険制度運営の充実	88
(1)	介護サービスの質の向上	88
ア	人材育成	88
イ	介護給付適正化	89
(2)	低所得者対策	90
	資 料 編	91
1	銚子市介護保険事業等運営協議会規則	91
2	銚子市地域包括支援センター運営協議会設置要綱	92
3	銚子市地域包括ケアシステム推進会議の設置及び運営に関する要綱	94
4	銚子市地域密着型サービス運営委員会設置要綱	95
5	銚子市介護保険事業等運営協議会委員名簿	96
6	計画の策定経過	97

I 計画の策定にあたって

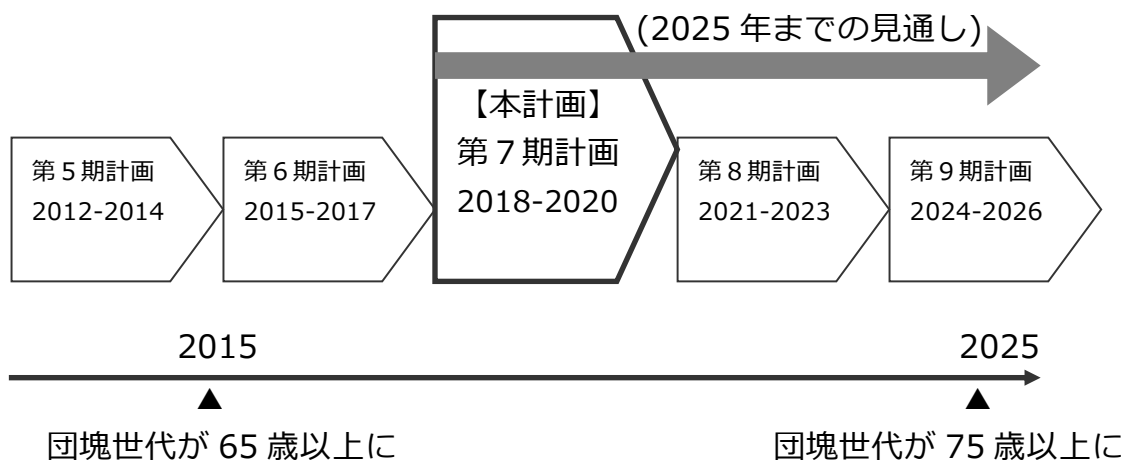
1 計画策定の趣旨

本市は、平成 27 年 3 月に「銚子市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」を策定し、『みんなが支えあい健やかに暮らせる福祉のまちづくり』を目標として、人生 80 年時代を住み慣れた地域で元気に安心して生活を送ることができるように、地域全体が高齢者を取り巻く課題を認識し、高齢者をはじめすべての市民が元気に、そして互いに支えあいながら生活できる銚子を目標に高齢者施策を推進しています。

第 7 期となる今回の介護保険事業計画においては、団塊の世代が 75 歳以上になり、高齢化が一段と進む 2025 年（平成 37 年）に向けて、第 5 期から始まった『地域包括ケアシステム』の構築をさらに深化・推進させるための取組を位置づける計画となります。

なお、計画の策定にあたっては、最近の事業動向や高齢者等の生活状況・意向の実態把握を行い、高齢者保健福祉施策のさらなる推進へとつなげていきます。

図 1-1-1 2025 年を見据えた第 7 期介護保険事業計画の位置づけ



資料：厚生労働省「地域包括ケアシステムの構築に向けて」

2 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

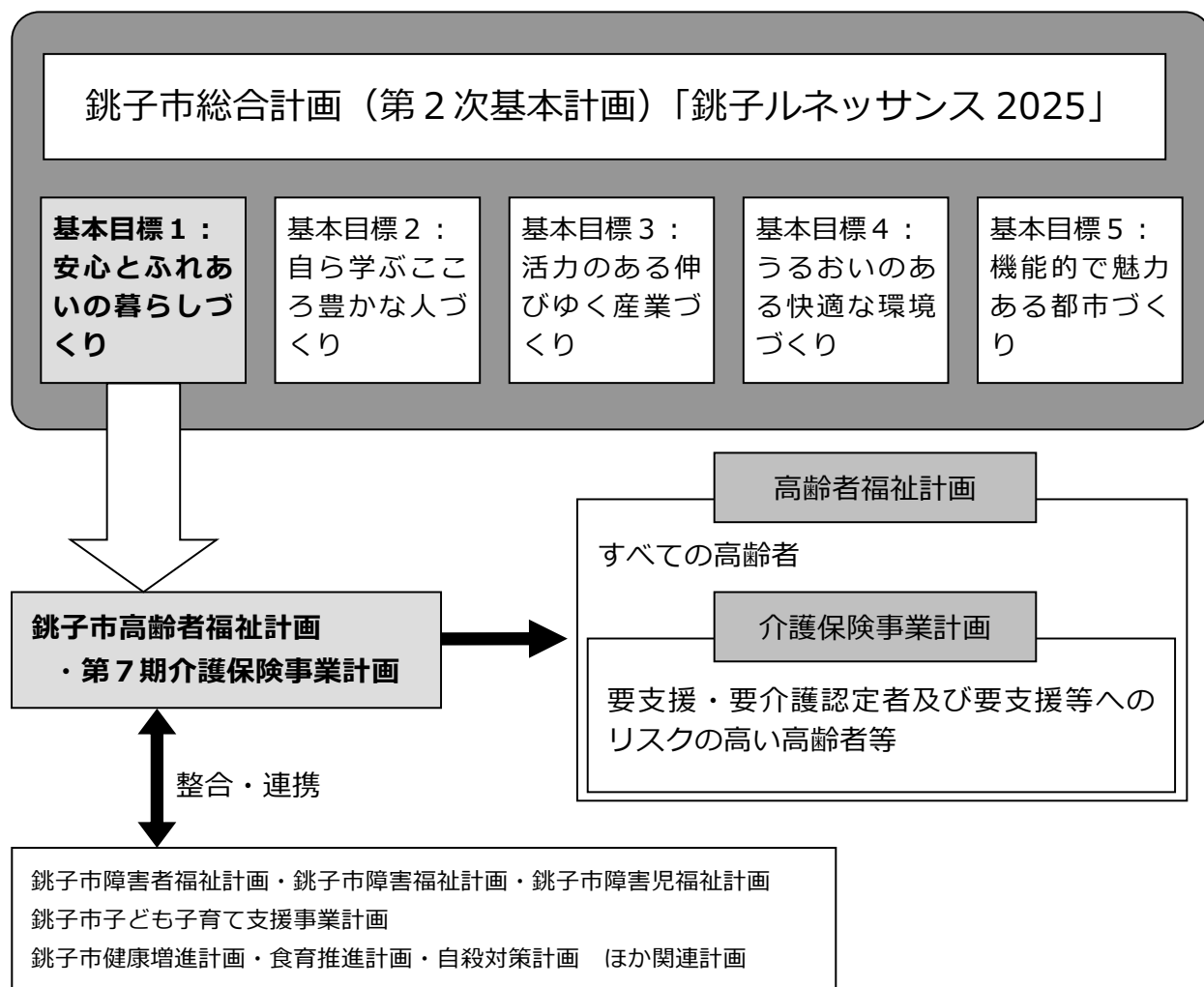
高齢者福祉計画は、老人福祉法（第 20 条の 8）、介護保険事業計画は、介護保険法（第 117 条）の規定に基づくものです。高齢者の福祉施策の総合的推進を図るため、一体的な計画として策定します。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、「銚子ルネッサンス 2025」の高齢者に関する分野と関わりのあるものです。

また、本計画は、障害者等の福祉計画をはじめとする市の関連計画、国や県の関連計画との連携・整合を図りながら策定、推進します。

図 1-2-1 計画の位置づけ



(3) 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、介護保険法第 116 条第 1 項の規定に基づき国が定める基本指針により、様々な意見などを反映することとしています。

ア 計画の策定機関

被保険者代表をはじめ、保健・医療・福祉関係機関等や学識経験者、サービス事業者等からなる『銚子市介護保険事業等運営協議会』において、介護保険事業等の実情を踏まえ、計画策定に関わる協議を重ねました。

イ アンケート調査の実施

平成 28 年度に要介護認定を受けていない高齢者の生活実態や高齢者リスクを把握するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

また、平成 29 年度には、在宅での介護状況を把握する「在宅介護実態調査」及び介護サービス事業所を対象とした、「介護サービス事業所等実態調査」を実施し、本市の高齢者を取り巻くさまざまな状況やニーズの把握を行いました。

ウ パブリックコメントの実施

本計画の素案について広く市民の意見を聞き、本計画に反映していくために、平成 30 年 1 月 11 日（木）から平成 30 年 1 月 29 日（月）までパブリックコメントを実施しました。

銚子市介護保険事業等運営協議会



（４）計画の推進体制

本計画に関する計画進捗状況の管理や取組に関する成果の確認、介護保険サービス事業者の提供するサービスの内容については、『銚子市介護保険事業等運営協議会』において定期的に点検・評価します。

また、関係する機関との緊密な情報交換と連携に努め、効果的・効率的な計画の推進を図ります。

地域包括支援センターの設置・運営については、『銚子市地域包括支援センター運営協議会』、地域包括ケアシステム構築に向けた在り方については、『銚子市地域包括ケアシステム推進会議』、地域密着型サービスの指定等については、『銚子市地域密着型サービス運営委員会』の中でそれぞれ協議、検討します。

図 1-2-3 本計画の推進管理

① 計画の全体的な進捗状況

- ・進捗状況を必要に応じて点検し、計画年度内の達成状況を考察

② 関係各課の事業の推進及び連携状況の評価

- ・事業達成状況と進捗状況の点検
- ・庁内の連携・総合的な推進の考察

③ 介護保険サービス事業者の提供するサービスの内容及び相互連携の評価

- ・サービス事業者の提供するサービスの質や量
- ・サービス提供事業者間の連携状況の評価

④ 市民及び利用者のサービスに対する評価

- ・市民の満足度や要望等の点検

3 計画期間

本計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 か年を期間とします。

地域包括ケアシステム構築に向けた取組を一層本格化させ、次期計画につなげるとともに、団塊世代が 75 歳になる平成 37 年（2025 年）を見通した計画となります。

表 1-3-1 計画の期間

	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度	備 考
第 6 期 計画	■	■	■				平成 27～29 年度 (2015-2017)
第 7 期 計画 (本計画)			□ 見直し	■	■	■	平成 30～32 年度 (2018-2020) 地域包括ケアシステ ムの深化・推進に向 け、中・長期的な視 点も踏まえる。
第 8 期 計画 (予定)						□ 見直し	平成 33～35 年度 (2021－2023)

4 日常生活圏域の設定

第3期(平成18年度)より、市全域を市民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情等の社会的要因と介護保険給付対象サービスを提供するための施設整備状況等を勘案して区分けし、日常生活圏域として設定しています。

本市においては、小学校区など従来からの行政区としてのまとまりや、道路・交通網などサービスを利用する際の便利さ、地区社会福祉協議会など住民組織のまとまりの3点の指標から、市の区域を3つの日常生活圏域に区分しました。

日常生活基盤と密接な関係にあるサービス事業所については、それぞれの生活圏域ごとに地域の特性を踏まえて整備していきます。

表 1-4-1 日常生活圏域の区域区分

圏域	町丁名
第1日常生活圏域	外川町1・2・3・4・5丁目 外川台町 長崎町 犬吠崎 君ヶ浜 犬若 潮見町 高神東町 高神西町 天王台 高神原町 小畑町 小畑新町 名洗町 川口町1・2丁目 植松町 明神町1・2丁目 笠上町 黒生町 海鹿島町 榑町 愛宕町 清水町 幸町1・2丁目 弥生町1・2丁目 本町 仲町 通町 橋本町 港町
第2日常生活圏域	粟島町 内浜町 竹町 和田町 田中町 新地町 浜町 後飯町 飯沼町 東町 馬場町 南町 陣屋町 前宿町 新生町1・2丁目 中央町 末広町 双葉町 妙見町 台町 東芝町 西芝町 栄町1・2・3・4丁目 若宮町 大橋町 三軒町 唐子町 清川町1・2・3・4丁目 八幡町 東小川町 西小川町 南小川町 北小川町 春日町 春日台町 上野町 三崎町1・2・3丁目 松本町1丁目 長塚町6・7丁目 松岸見晴台 垣根見晴台 見晴台 新町 八木町 小浜町 親田町 常世田町
第3日常生活圏域	今宮町 松本町2・3・4・5・6丁目 本城町1・2・3・4・5・6丁目 長塚町1・2・3・4・5丁目 松岸町1・2・3・4丁目 垣根町1・2丁目 柴崎町1・2・3・4・5・6・7丁目 四日市場町 四日市場台 余山町 三宅町1・2・3丁目 赤塚町 高野町 芦崎町 高田町1・2・3・4・5・6・7丁目 岡野台町1・2・3・4丁目 三門町 中島町1・2丁目 正明寺町 船木町 白石町 野尻町 小船木町1・2丁目 塚本町 忍町 猿田町 茶畑町 長山町 小長町 富川町 森戸町 笹本町 豊里台1・2・3丁目 桜井町 諸持町 宮原町

5 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

本市の高齢者福祉・介護等における取組にあたっての基本理念について、次のように考えます。

**みんなが支えあい すこやかに暮らせる
福祉のまちづくり**

(2) 基本目標

基本理念に基づき、取組を進めるなかで、将来的に本市がめざすべき姿について、次のように掲げます。

- ◆ すこやかで生き生きとした暮らしの実現
- ◆ みんなが支えあい、安心して生活できる地域社会の構築

「地域包括ケアシステムの構築（深化・推進）」など、本計画をめぐる包括的かつ中・長期的な考え方を踏まえ、これまでの計画や取組を継承するとともに、人生 80 年時代を住み慣れた地域で元気に安心して生活を送ることができるように、地域全体が高齢者の取り巻く課題を認識し、高齢者をはじめすべての市民が元気に、そして互いに支えあいながら生活できる銚子を目標に高齢者施策を推進します。

6 基本施策

基本理念と基本目標に基づき、4つの施策を展開します。

(1) 高齢者を支える社会基盤の整備

→ III 施策の展開「1」へ

住み慣れた地域での暮らしや、在宅での生活をできるだけ続けられるようにするために、地域包括ケアシステムの構築が大きな課題となっています。

高齢者を包括的に支援するため、「地域包括ケアシステムの構築（深化・推進）」「地域包括支援センターの充実」「在宅医療・介護連携の推進」「市民への情報提供・相談体制の充実」「認知症施策の推進」「介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進」「地域ケア会議の推進」「高齢者の住まいの安定的な確保」「地域における支えあいの推進」「生涯にわたる健康づくりの推進」「安心・安全なまちづくりの推進」の計11の視点から、高齢者を支える社会基盤の整備を推進します。

(2) 生きがいつくりと社会参加への支援

→ III 施策の展開「2」へ

現状において支援を必要としない方も含め、健康やいきいきとした日常生活につながる、日頃からの環境づくりについても、高齢者支援の大きな柱となります。

「社会参加」や「就労」といった視点から、高齢者の生きがいつくりや、地域社会とのつながりを支援します。

(3) 尊厳ある暮らしの支援

→ III 施策の展開「3」へ

高齢者一人ひとりの人権や尊厳を守ることにもまた、高齢社会においては大切なテーマとなります。

高齢者虐待や消費者被害を防いだり、権利擁護に向けた成年後見制度の適切な運用を図り、高齢者を守るための取組を推進します。

(4) 介護サービスの充実と施設の整備

→ V 介護保険サービスの見込みと介護サービス基盤の整備へ

高齢者支援の中核として機能してきた介護保険制度。発足からさまざまな動きを経て、現在へと至っています。介護の必要な方が安心してサービスを受けられるよう介護サービスの充実を図るとともに、地域における自立した生活の支援や要介護状態となることの予防支援などの取組を推進します。

7 施策の体系

高齢者福祉計画	1 高齢者を支える 社会基盤の整備	(1) 地域包括ケアシステムの構築（深化・推進）
		(2) 地域包括支援センターの充実
		(3) 在宅医療・介護連携の推進
		(4) 市民への情報提供・相談体制の充実
		(5) 認知症施策の推進 ア 認知症の予防・ケアの質向上 イ 認知症高齢者と家族への支援
		(6) 介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進 ア 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 イ 生活支援体制整備の推進
		(7) 地域ケア会議の推進
		(8) 高齢者の住まいの安定的な確保
		(9) 地域における支えあいの推進 ア 独居・高齢者世帯支援 イ 家族介護支援 ウ 地域の支えあい体制の整備 エ ボランティア活動の促進
		(10) 生涯にわたる健康づくりの推進 ア 検診受診率の向上 イ 生活習慣の改善 ウ 健康知識の普及
		(11) 安心・安全なまちづくりの推進 ア 生活環境整備への支援 イ 交通安全・防犯・防災知識の普及 ウ 防災情報伝達体制の整備 エ 災害の予防
	2 生きがいづくりと 社会参加への支援	(1) 社会参加への支援 ア 高齢者活動支援 イ 生涯学習機会の拡充
		(2) 高齢者の就労支援
	3 尊厳ある 暮らしの支援	(1) 高齢者虐待への対応
		(2) 成年後見制度への対応等 ア 認知症高齢者と家族への支援 イ 消費者被害の啓発・相談
第7期介護保険事業計画	介護等サービスの見込み	
	介護保険施設等の基盤整備	
	介護保険料	
	介護保険制度運営の充実	

※高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、相互に連携しており、一体的な計画となるものですが、ここでは体系的なイメージとして示しています。

Ⅱ 高齢者を取り巻く状況

1 人口の状況と今後の見込み

(1) 人口の現状

本市の人口は昭和8年の42,698人から、合併・編入等を経て、昭和40年（国勢調査）では91,492人にまで増加しました。その後は徐々に減少に転じ、平成27年には64,415人となっています。

人口構成は、0～14歳人口が減少し、65歳以上人口が増加する傾向にあり、少子高齢化の進行が見られます。

高齢化率は、33.6%（平成27年国勢調査）で、全国26.6%（同）・千葉県25.9%（同）に比べ高い状況です。また、75歳以上の割合は17.5%となっています。

また、平成29年10月1日現在の住民基本台帳によると、人口（外国人を含む。）は63,275人、高齢者数は22,263人で、高齢化率は35.2%となっています。

表 2-1-1 人口構成の推移

	平成17年		平成22年		平成27年	
	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)
総人口	75,020	100.0	70,210	100.0	64,415	100.0
0～14歳	8,933	11.9	7,118	10.1	5,780	9.0
15～64歳	46,683	62.2	42,813	61.0	36,797	57.1
65歳以上	19,404	25.9	20,194	28.8	21,627	33.6
75歳以上	8,979	12.0	10,369	14.8	11,251	17.5
不詳	0	-	85	0.1	211	0.3

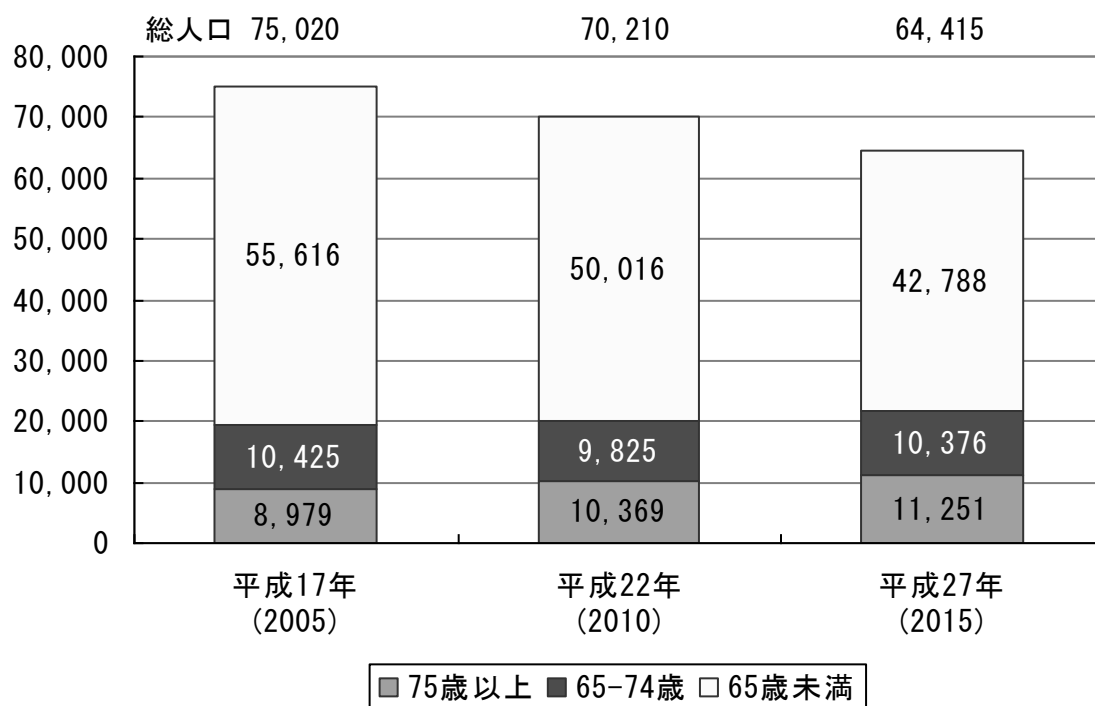
資料：平成27年国勢調査

表 2-1-2 高齢化率（65歳以上人口構成比）の比較

	平成17年	平成22年	平成27年
	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)
銚子市	25.9	28.8	33.6
千葉県	17.6	21.5	25.9
全国	20.2	23.0	26.6

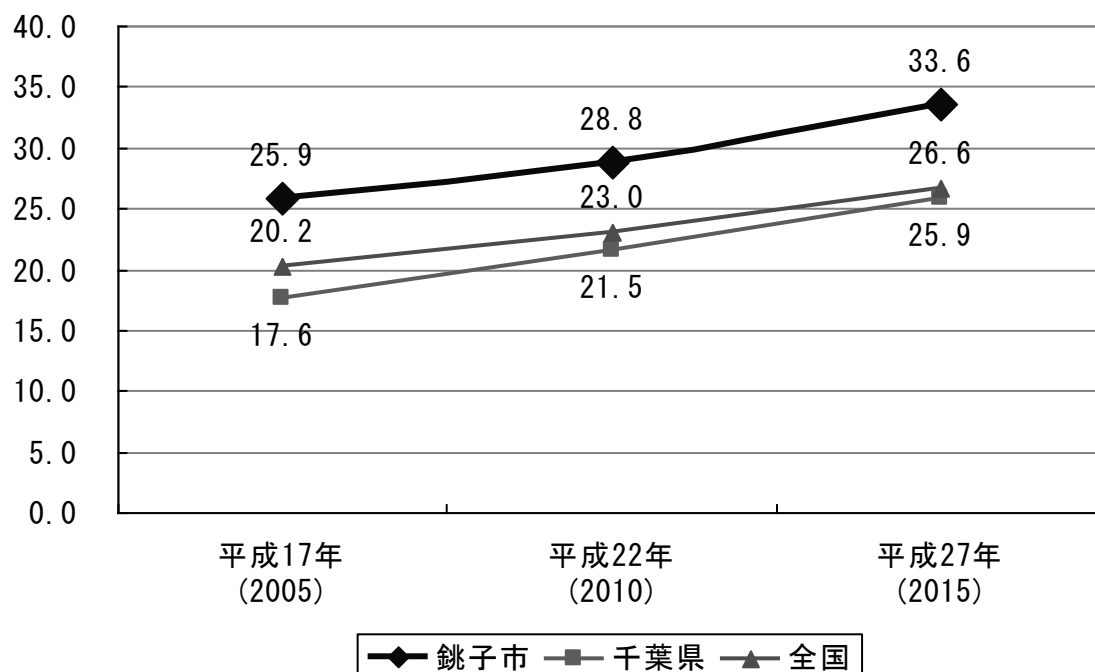
資料：平成27年国勢調査

図 2-1-1 人口構成の推移 (単位：人)



資料：平成 27 年国勢調査（65 歳未満には、年齢不詳を含む。）

図 2-1-2 高齢化率（65 歳以上人口構成比）の比較 (単位：%)



資料：平成 27 年国勢調査

(2) 将来推計人口

本市の総人口は減少しており、平成 32 年度においては、59,000 人程度となること
が推計されます。こうした減少傾向は、今後も一定程度続くことが見込まれます。

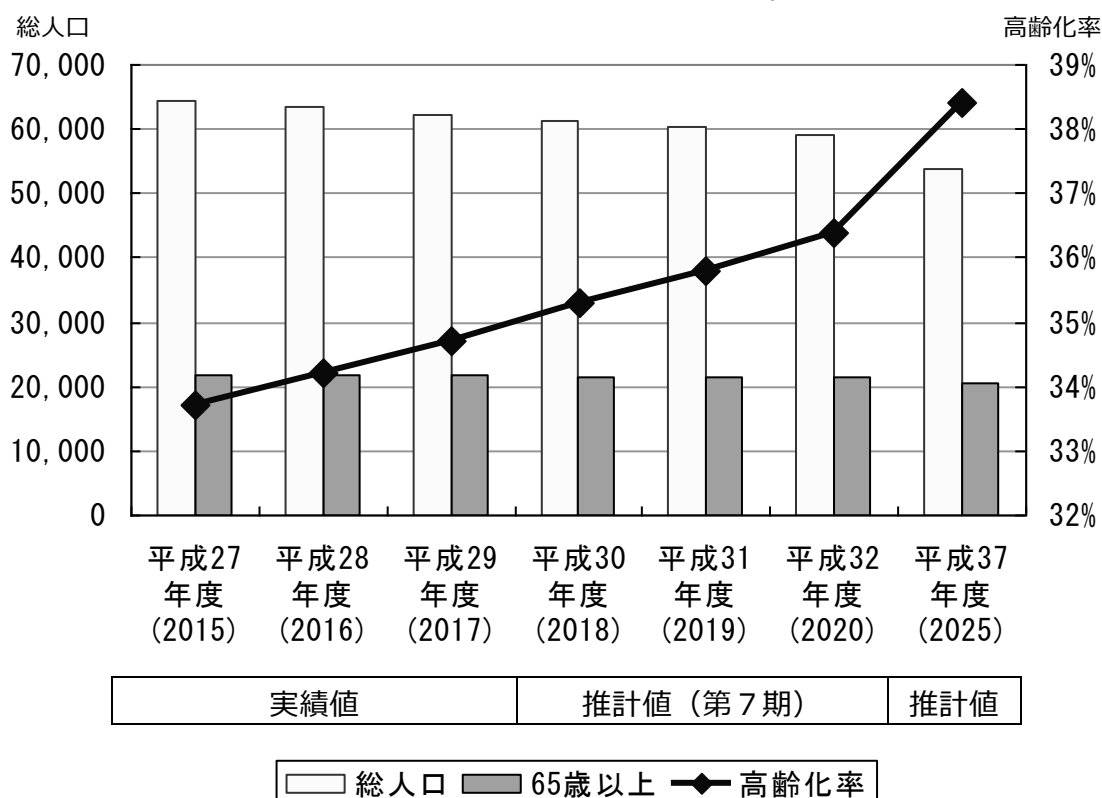
一方、高齢化率は年々上昇傾向にあり、平成 32 年度に 36.4%、中長期ではさらに
増加すること見込まれます。

表 2-1-3 総人口と高齢者数・高齢化率の推計 (単位:人)

	実績値	推計値 (第 6 期)			推計値 (第 7 期)			推計値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度 (2025)	
総人口	64,415	63,367	62,318	61,270	60,221	59,173	53,916	
65 歳以上	21,696	21,665	21,634	21,603	21,572	21,541	20,684	
高齢化率	33.7%	34.2%	34.7%	35.3%	35.8%	36.4%	38.4%	

資料：実績値は、平成 27 年国勢調査。推計値は、市の独自推計による。

図 2-1-3 総人口と高齢者数・高齢化率の推計 (単位:人)



(3) 将来推計人口（40 歳以上）

40 歳以上の人口を見ると、40 歳～64 歳の人口は徐々に減少するほか、65～74 歳や 75 歳以上の高齢者数についても、おおむね横ばいからやや減少傾向での推移が見込まれます。

表 2-1-4 40 歳以上の人口推計 （単位：人）

	実績値	推計値（第 6 期）		推計値（第 7 期）			推計値
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度 (2025)
総人口	64,415	63,367	62,318	61,270	60,221	59,173	53,916
40-64 歳	22,401	21,843	21,285	20,727	20,169	19,611	17,271
65-74 歳	10,410	10,397	10,383	10,370	10,357	10,343	8,925
75 歳以上	11,286	11,268	11,251	11,233	11,216	11,198	11,759
65 歳以上 (構成比)	33.7%	34.2%	34.7%	35.3%	35.8%	36.4%	38.4%
75 歳以上 (構成比)	17.5%	17.8%	18.1%	18.3%	18.6%	18.9%	21.8%

資料：実績値は、平成 27 年国勢調査。推計値は、市の独自推計による。

2 世帯の状況

(1) 世帯

本市の世帯は、平成 27 年には 26,234 世帯となっており、減少傾向で推移しています。

人口・世帯ともに減少傾向にあるなかで、1 世帯あたりの平均世帯人員は、平成 17 年の 2.8 人から、平成 27 年には 2.5 人へと減少しています。

表 2-2-1 世帯の推移

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
世帯	26,812 世帯	27,035 世帯	26,234 世帯
総人口(再掲)	75,020 人	70,210 人	64,415 人
平均世帯人員(人)	2.8 人	2.6 人	2.5 人

資料：平成 27 年国勢調査

(2) 高齢者のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯は増加しており、平成 27 年の国勢調査では全体の半数を超えています。また、推移動向としては、単身世帯が実数、構成比ともに増加しており、今後もこうした傾向が続くことも想定されるため、世帯状況の把握とともに、支援体制を確保していくことが課題となります。

また、本市の高齢者全体に占める単身世帯の高齢者の割合については、15.9%となっており、千葉県全体の 16.3%をわずかに下回るものの、香取海匝保健福祉圏域の平均を上回る値となっています。

表 2-2-2 高齢者のいる世帯状況

	実数（人）			構成比（%）		
	平成17年	平成22年	平成27年	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数	26,812	27,007	26,203	100.0	100.0	100.0
高齢者のいる世帯	12,865	13,499	14,169	48.0	50.0	54.1
単身世帯	2,350	2,891	3,434	8.8	10.7	13.1
夫婦世帯	2,133	2,968	3,353	8.0	11.0	12.8
同居世帯	8,382	7,640	7,382	31.3	28.3	28.2

資料：平成 27 年国勢調査

表 2-2-3 単身世帯高齢者の割合

	単身世帯 高齢者数	高齢者数 (65 歳以上)	高齢者全体に 占める割合
銚子市	3,434 人	21,627 人	15.9%
香取海匠 保健福祉圏域	11,149 人	89,471 人	12.5%
千葉県	258,253 人	1,584,419 人	16.3%

資料：平成 27 年国勢調査（県・圏域の値は、千葉県高齢者保健福祉計画）

（３）高齢者の居住環境

高齢者のいる世帯の住居状況を見ると、持ち家で生活している高齢者が 91.0%となっており、持ち家率は高い状況です。また、持ち家以外では、民営の借家が 5.1%となっています。

表 2-2-4 高齢者のいる世帯の住居状況

		世帯数（世帯）	構成比
高齢者のいる一般世帯		14,169 世帯	100.0%
住宅に住む一般世帯	持ち家	12,890 世帯	91.0%
	公営・公団・公社の借家	428 世帯	3.0%
	民営の借家	729 世帯	5.1%
	給与住宅	27 世帯	0.2%
	間借り	64 世帯	0.5%
住宅以外に住む一般世帯		31 世帯	0.2%

資料：平成 27 年国勢調査

3 医療・介護等の地域資源の状況

(1) 在宅医療分野

高齢者人口 10 万人あたりの在宅患者訪問医療実施診療所・病院数と通所リハビリテーション数においては、本市は県平均と比較して上回っているものの、その他の在宅医療分野においては、県平均を下回っている状況です。

表 2-4-1 地域資源の状況（在宅医療分野）（単位：施設数）

	在宅患者 訪問医療 実施診療 所・病院	在宅患者 訪問診療 (居宅) 実施歯科 診療所	在宅療養 支援診療 所・病院	在宅療養 支援歯科 診療所	在宅患者 訪問薬剤 管理指導 届出薬局	訪問看護	訪問リハ	通所リハ
銚子市	11	3	0	0	5	3	-	-
香取海匠保健 福祉圏域 計	39	13	16	7	84	130	96	20
千葉県 計	592	342	376	326	1757	2812	2371	286
全国 計	23,289	9,483	14,836	9,872	49,543	-	-	7,638

資料：銚子市の値は、平成 26 年在宅医療にかかる地域別データ集（厚生労働省HP）・千葉県保健医療計画（平成 23 年度～平成 29 年度）、全国・県・圏域の値は、千葉県高齢者保健福祉計画による。

表 2-4-2 地域資源の状況（在宅医療分野）【高齢者人口 10 万人対】

	在宅患者 訪問医療 実施診療 所・病院	在宅患者 訪問診療 (居宅) 実施歯科 診療所	在宅療養 支援診療 所・病院	在宅療養 支援歯科 診療所	在宅患者 訪問薬剤 管理指導 届出薬局	訪問看護	訪問リハ	通所リハ
銚子市	49.5	13.5	0	0	22.5	13.5	-	-
香取海匠保健 福祉圏域平均	42.4	14.1	17.4	7.6	91.4	141.5	104.5	21.8
千葉県平均	36.3	21.0	23.0	20.0	107.7	172.4	145.3	17.5
全国平均	70.6	28.7	42.3	28.1	141.3	-	-	22.1

資料：千葉県高齢者保健福祉計画による。

* 銚子市の高齢者人口は、「住民基本台帳人口」（平成 29 年 4 月 1 日現在）による。

（２）生活支援分野

高齢者人口 10 万人あたりの認知症サポーター＋キャラバンメイト数においては、香取海匝保健福祉圏域平均及び県平均と比較して上回っているものの、その他の在宅生活支援分野においては、香取海匝保健福祉圏域平均及び県平均を下回っている状況です。

表 2-4-3 地域資源の状況（生活支援分野）（単位：人）

	老人クラブ会員数	認知症サポーター＋ キャラバンメイト数	シルバー人材登録数
銚子市	1,231	3,628	286
香取海匝保健 福祉圏域 計	15,445	14,435	1,347
千葉県 計	134,950	333,319	23,430

資料：銚子市の値は、銚子市資料、県・圏域の値は、千葉県高齢者保健福祉計画による。

表 2-4-4 地域資源の状況（生活支援分野）【高齢者人口 10 万人対】

	老人クラブ会員数	認知症サポーター＋ キャラバンメイト数	シルバー人材登録数
銚子市	5,540	28,478	1,287
香取海匝保健 福祉圏域平均	16,806	15,707	1,466
千葉県平均	8,272	20,431	1,436

資料：銚子市の値は、銚子市資料、県・圏域の値は、千葉県高齢者保健福祉計画による。

* 銚子市の高齢者人口は、「住民基本台帳人口」（平成 29 年 4 月 1 日現在）による。

(3) 住まい、施設分野

持ち家率が 91.7%*と高いことや公営住宅の整備が充実している状況であるため、高齢者人口 10 万人あたりの有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅においては、県平均と比較して大きく下回っています。

また、特別養護老人ホームは、県平均と比較して若干下回っています。

*「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」より

表 2-4-5 地域資源の状況（住まい、施設分野）

	特別養護 老人ホーム	老人保健 施設	有料老人 ホーム	軽費老人 ホーム	養護老人 ホーム	サービス付き 高齢者 向け住宅	県営住宅 ・市町村営 住宅
銚子市	330 人	280 人	29 人	130 人	110 人	41 戸	県 343 戸 市 796 戸
香取海匠保健 福祉圏域 計	1,627 人	1,004 人	104 人	335 人	260 人	298 戸	2,900 戸
千葉県 計	24,819 人	15,213 人	24,595 人	4,161 人	1,376 人	9,211 戸	42,096 戸

資料：県・圏域の値は、千葉県高齢者保健福祉計画による。

表 2-4-6 地域資源の状況（住まい、施設分野）【高齢者人口 10 万人対】

	特別養護 老人ホーム	老人保健 施設	有料老人 ホーム	軽費老人 ホーム	養護老人 ホーム	サービス付き 高齢者向け 住宅	県営住宅 ・市町村営 住宅
銚子市	1,485 人	1,260 人	131 人	585 人	495 人	185 戸	5,126 戸
香取海匠保健 福祉圏域平均	1,770 人	1,093 人	113 人	365 人	283 人	324 戸	3,156 戸
千葉県平均	1,521 人	933 人	1,508 人	255 人	84 人	565 戸	2,580 戸

資料：県・圏域の値は、千葉県高齢者保健福祉計画による。

*銚子市の高齢者人口は、「住民基本台帳人口」（平成 29 年 4 月 1 日現在）による。

4 市民等の関心、要望

本計画を策定するにあたり、高齢者等の状況及び介護保険事業の運営に関する基礎的な情報の一つとして、実態調査（アンケート）を実施しています。

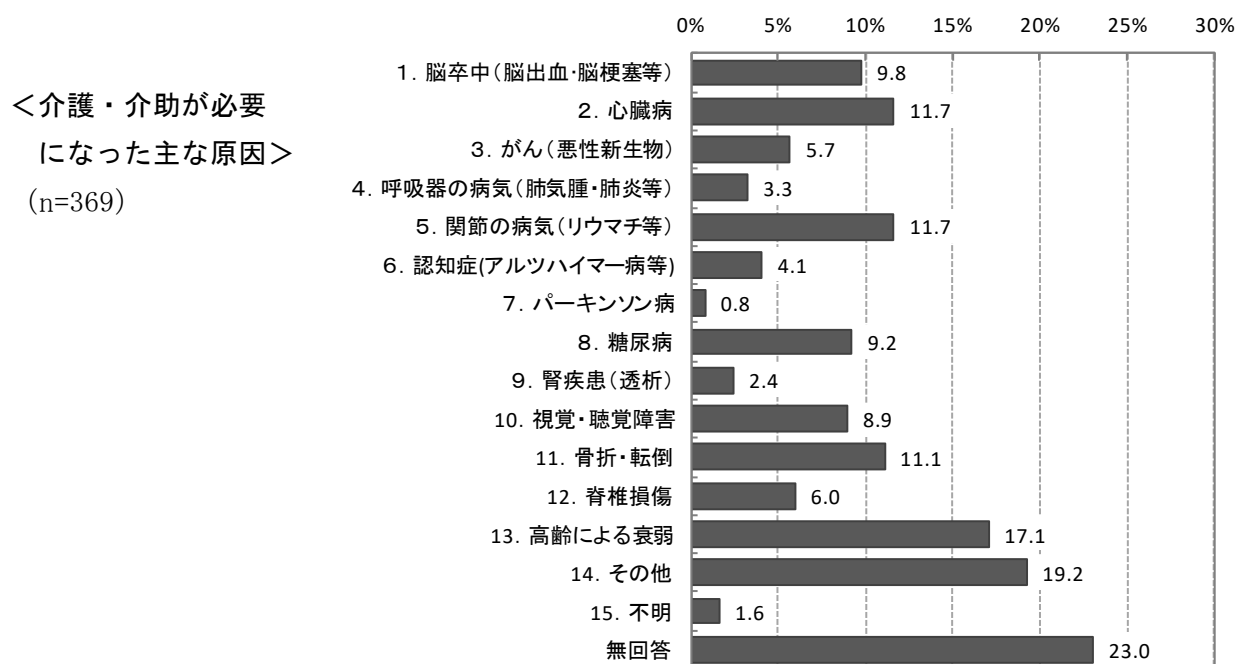
各調査の概要は、それぞれ次のとおりです。

（１）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【調査の概要】

調査の目的	介護保険をはじめとする高齢者福祉の施策推進にあたり、要介護者以外の高齢者の生活の実態や今後の意向などを把握することにより、各種サービスの需要動向や方向性などを検討する際の参考情報とすることを目的としています。
調査方法	調査対象：65歳以上の一般高齢者 要支援認定を受けている65歳以上高齢者 実施時期：平成29年2月 調査票の配付・回収方法：郵送による配付・回収
回収結果	配付数：3,000票 有効回収票数：2,253票 有効回収率：75.1%

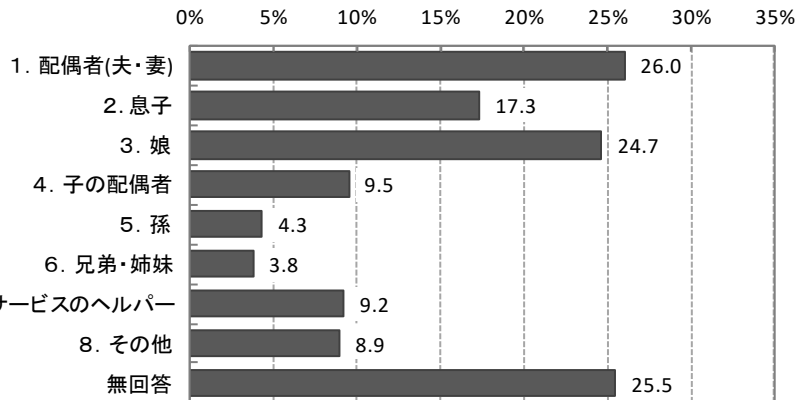
【調査結果の概要】



＜主な介護・介助者＞

(n=369)

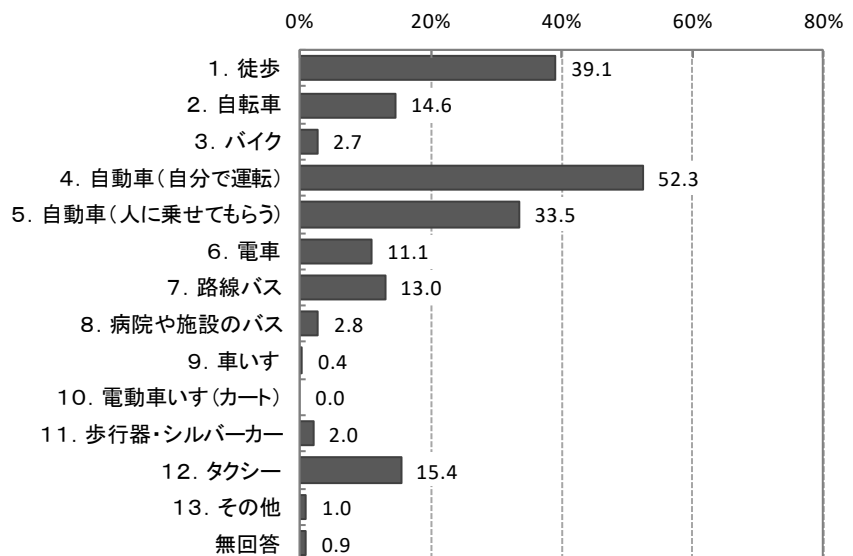
配偶者等、家族による介護が中心であり、在宅介護における支援を進める必要があります。



＜外出時の移動手段＞

(n=2, 253)

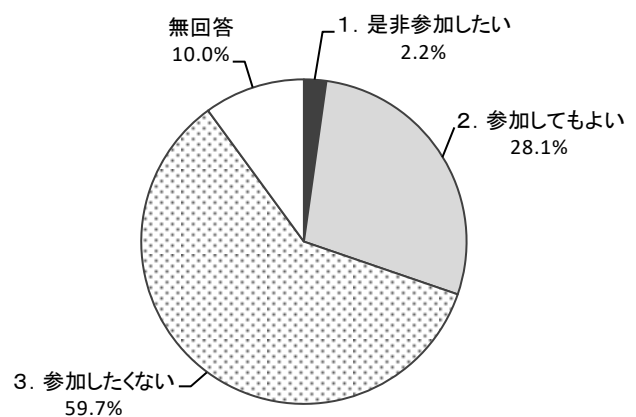
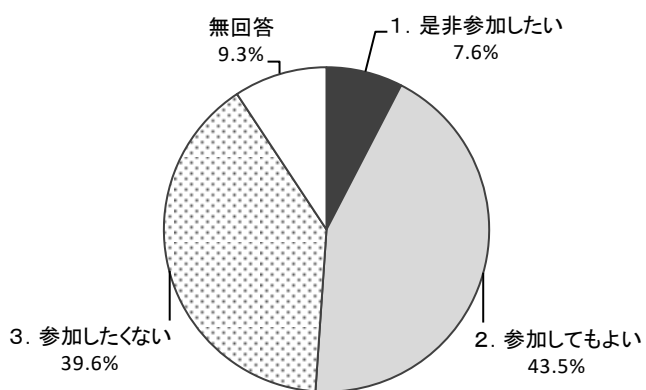
自動車利用が中心で、徒歩も比較的多くなっています。道路や公共交通機関等、移動支援の確保により、外出しやすい環境づくりが必要です。



＜地域活動への参加意向＞ (n=2, 253)

(参加者として)

(企画運営者として)



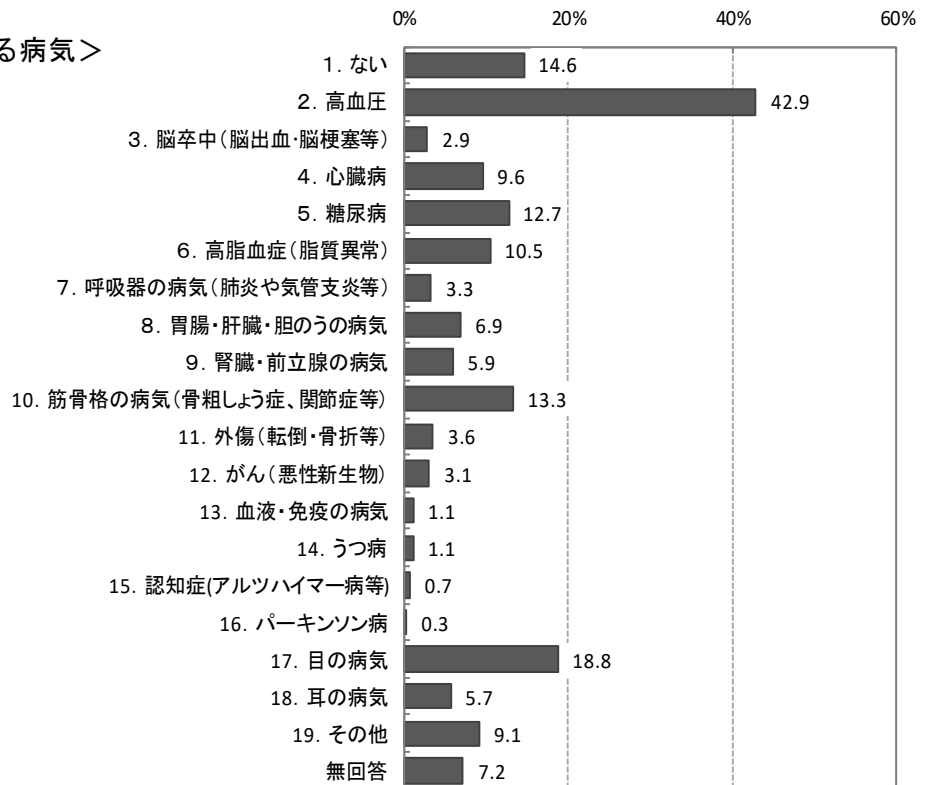
地域活動に対しては、参加者としては半数程度、企画運営者としては3割程度の方が、それぞれ参加意向を持っています。日常的な活動の促進により、交流や健康づくり等につなげていく必要があります。

<治療中・後遺症のある病気>

(n=2, 253)

高血圧が非常に
多くなっています。

疾病やその原因
等を踏まえた対応、
健康づくり対策等
を進めていく必要
があります。



<定期的集まる機会（グループ）の活動内容と場所（上位5つ）> (n=2, 253)

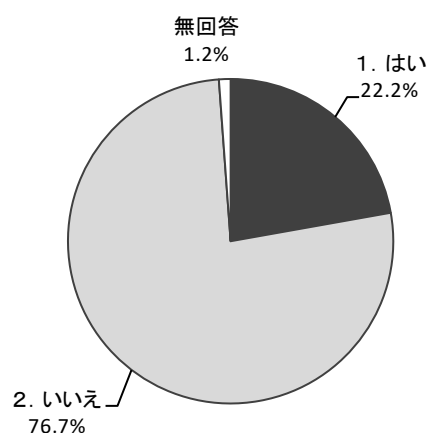
	活動内容	活動している場所
1位	お茶講	飲食店
2位	食事会	青年会館
3位	町内会行事関連	地域の公民館・集会所
4位	ボランティア活動 (清掃作業含む)	コミュニティセンター
5位	体操 (ラジオ体操、健康体操等)	個人宅

健康づくりや介護予防、自立支援のためには、そのための機会づくりも重要な課題です。お茶や食事などで日常的に集まる機会が持たれており、飲食店や公共施設が、そのための主な場所となっています。今後も気軽に集まり、ふれあう環境づくりを進めていく必要があります。

<外出を控えているか>

(n=2, 253)

日常生活で、外出を控えることがある方は、全体の2割程度となっています。

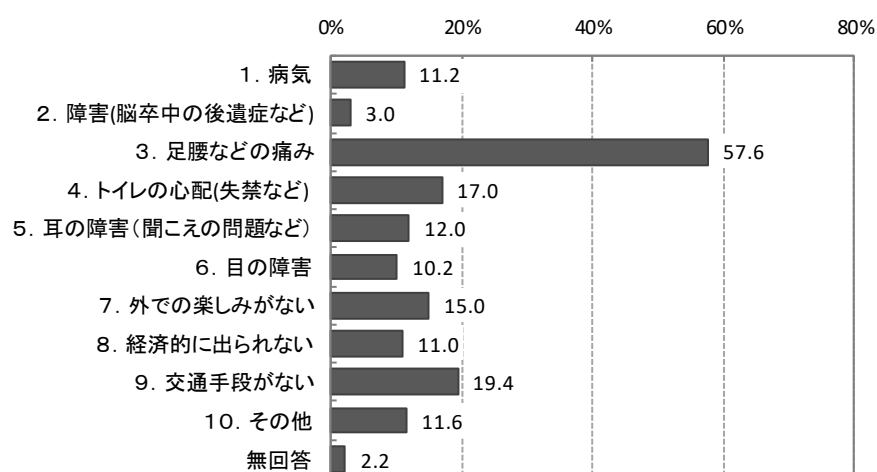


<外出を控える理由>

(n=500)

外出を控えることがある方の理由としては、足腰などの痛みを挙げる回答が多くなっています。また、これに次ぐのが「交通手段がない」「トイレの心配」「外での楽しみがない」などとなっています。

体の痛みが外出を思いとどらせる主な原因となっており、負担感の軽減や、新たな交通手段の確保などについても検討する必要があります。

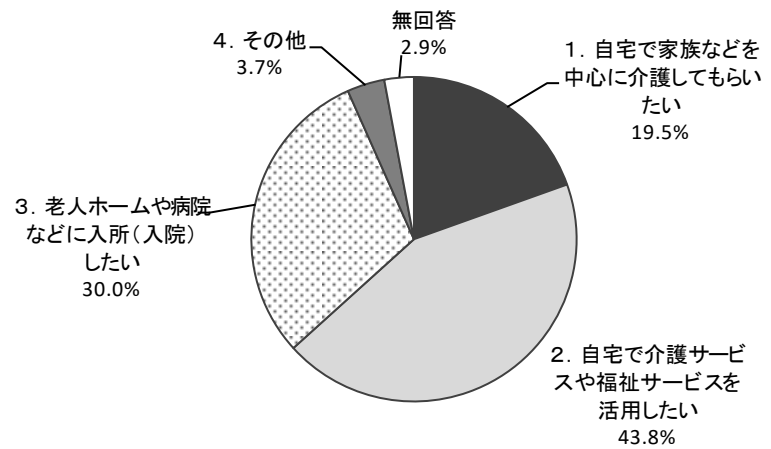


<介護が必要となった場合の暮らし方>

(n=2, 253)

自宅での介護を希望する方が多くなっています。

家族や介護サービス等を利用しながら、在宅での介護がしやすくなるような環境づくりが必要です。

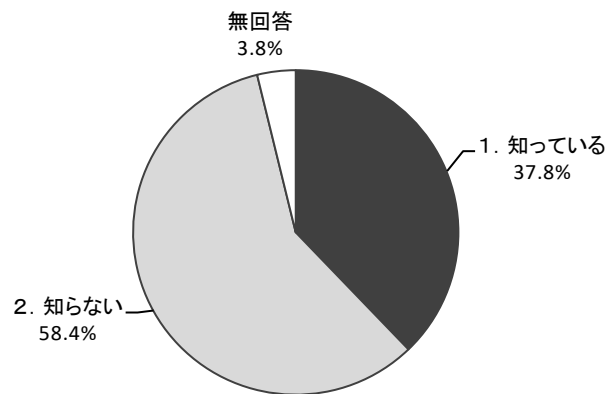


<地域包括支援センター>

(n=2, 253)

地域包括ケアシステム構築の拠点となる、地域包括支援センターについては、4割近くの認知度となっています。

健康な方にとってはあまりなじみがないと考えられるものの、いざという時など、スムーズに利用できるよう、周知等を引き続き進めていく必要があります。



(2) 在宅介護実態調査

【調査の概要】

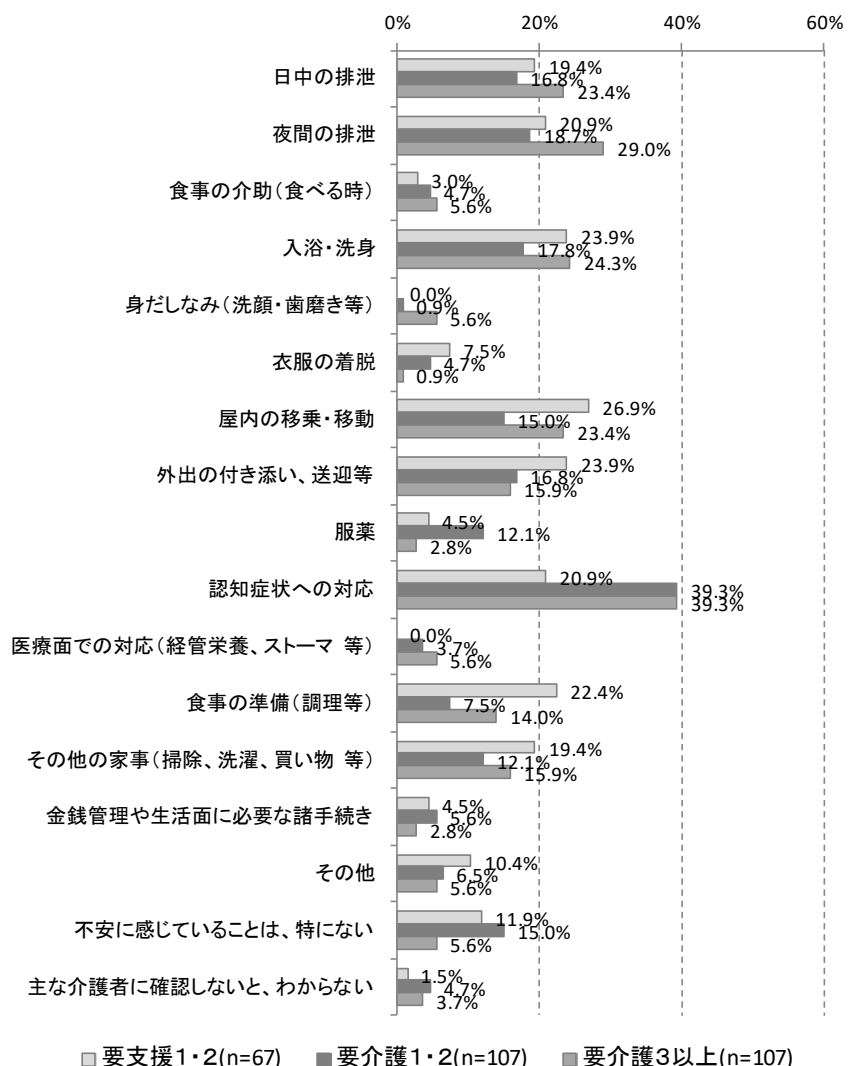
調査の目的	第7期介護保険事業計画において、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点も盛り込み、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスのあり方の把握方法等を検討することを目的としています。
調査方法	調査対象：在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をし、対象期間中に認定調査を受けた方 実施時期：平成28年12月～平成29年7月 調査票の配付・回収方法：認定調査員による対面調査
回収結果	配付数：430票（対象数） 有効回収票数：430票 有効回収率：100.0%

【調査結果の概要】

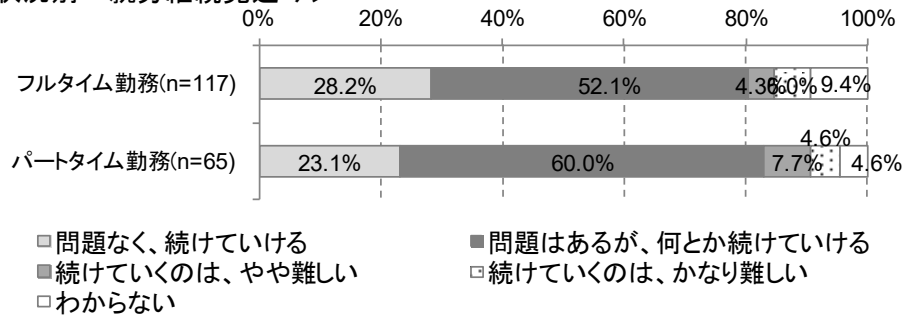
<要介護度別・介護者が不安に感じる介護>

重度の方では、認知症状への対応や夜間の排泄などが不安に感じる大きな要素となっています。

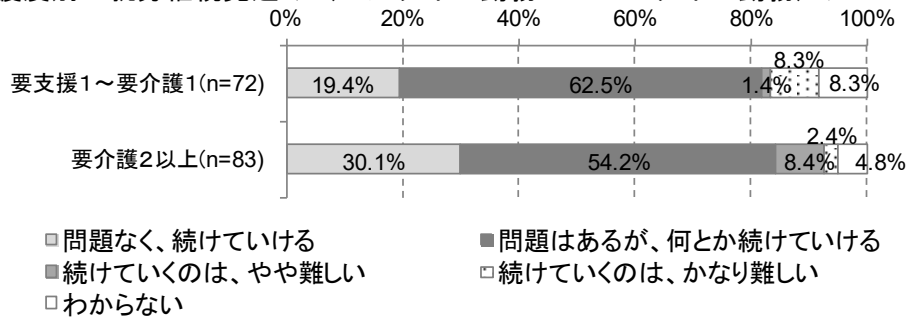
在宅介護支援にあたっては、こうしたニーズも踏まえて進めていく必要があります。



<就労状況別・就労継続見込み>



<要介護度別・就労継続見込み（フルタイム勤務＋パートタイム勤務）>

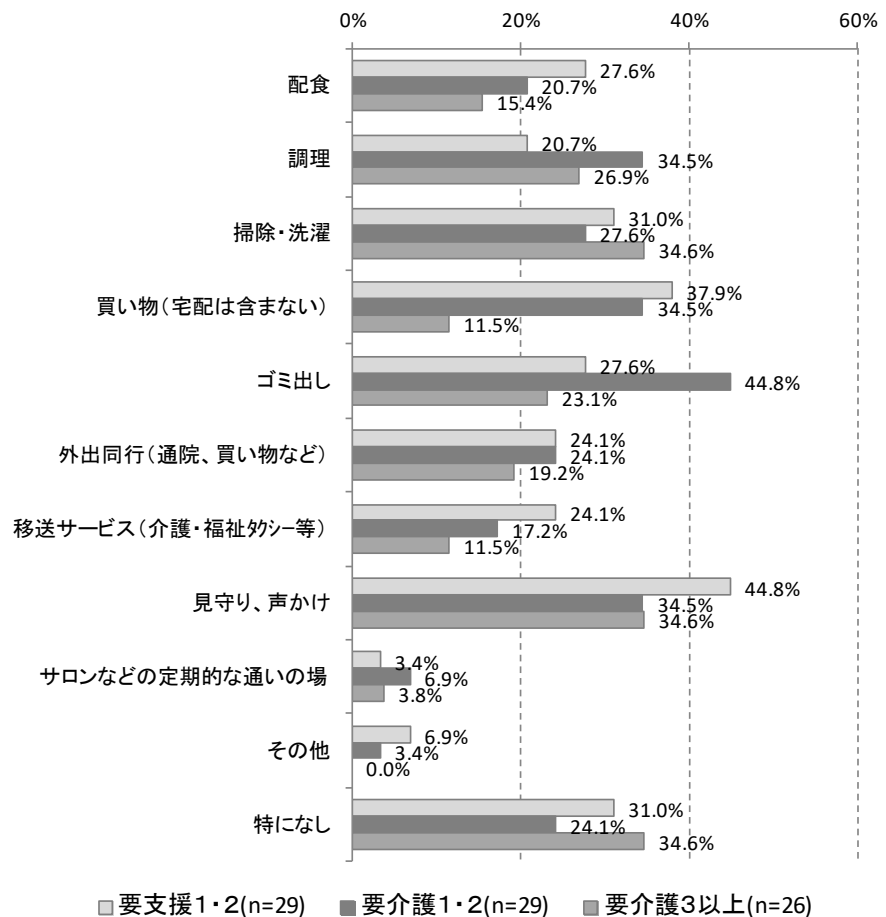


パートタイム勤務の方や比較的軽度者を介護する方において、就労継続に難しさを感じる傾向がやや強くなっています。勤務時間が短い場合や介護度が低い場合でも、就労継続に向けた支援が必要となっています。

<要介護度別・在宅生活の継続に必要なと感じる支援・サービス（単身世帯）>

要介護度3以上では掃除・洗濯、要支援1・2では見守り・声かけが、それぞれ在宅生活にとって必要と感じる方が多くなっています。

介護度等、状況に応じ、適切な支援を行う必要があります。



(3) 介護サービス事業所等実態調査

【調査の概要】

調査の目的	介護保険制度の運営や地域包括ケアシステムの構築などにあたり、各種サービスの提供者である介護サービス事業所等について、運営の実態や意向などを把握することにより、今後のあり方等を検討する際の参考情報とすることを目的としています。
調査方法	調査対象：市内の介護サービス事業者等 実施時期：平成29年7月 調査票の配付・回収方法：郵送による配付・回収
回収結果	配付数：110票 有効回収票数：110票 有効回収率：100.0%

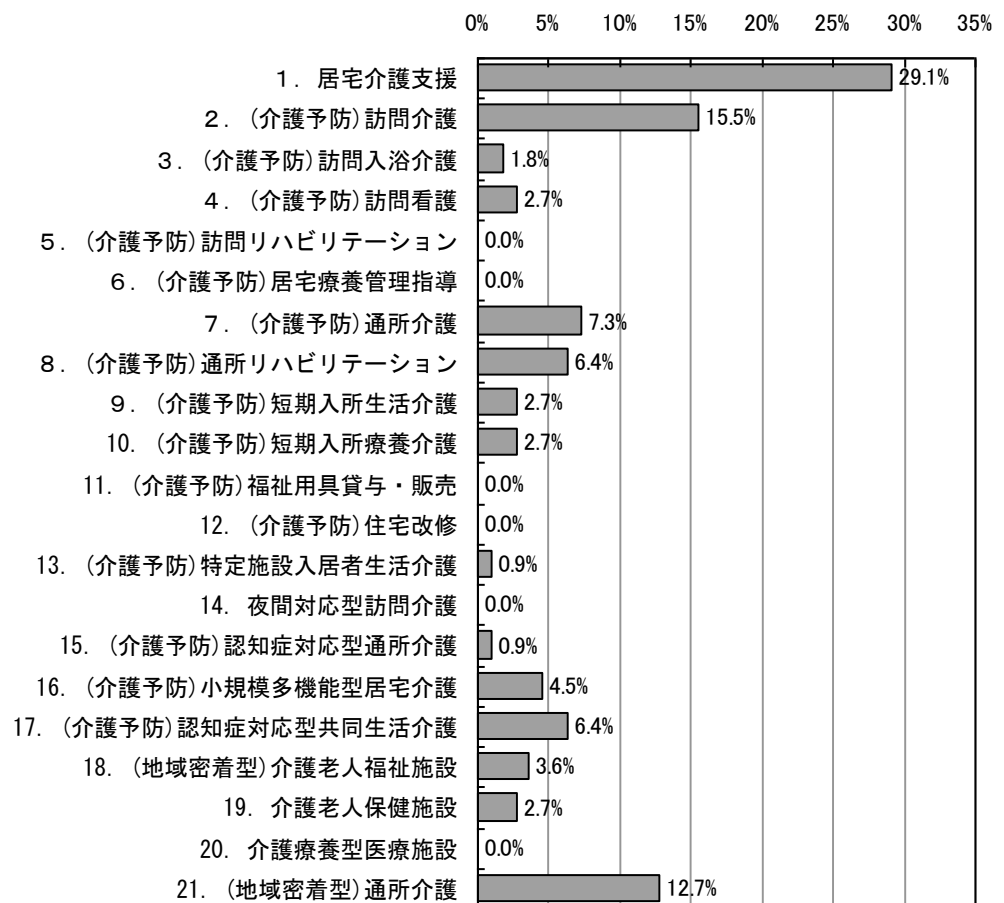
【調査結果の概要】

<現在実施しているサービス>

(n=110)

居宅介護支援が多く、次いで（介護予防）訪問介護となっています。

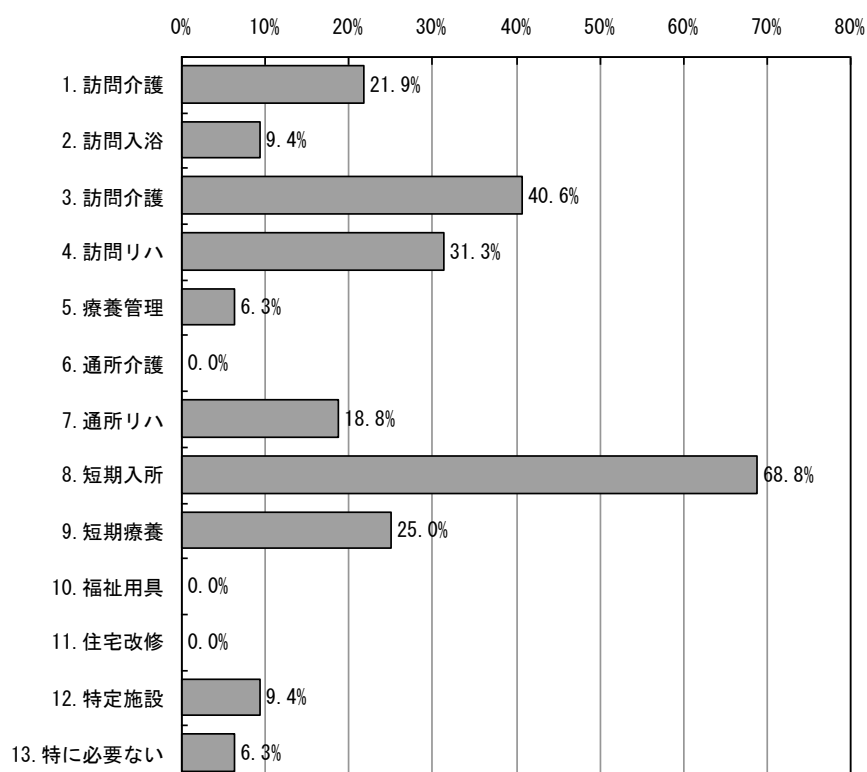
いずれも在宅介護の主要サービスであり、他のサービスも含め、必要量を踏まえ、適切なサービス提供環境づくりを進めていく必要があります。



＜今後さらに整備が必要と思われるサービス＞ （n=32（複数回答））

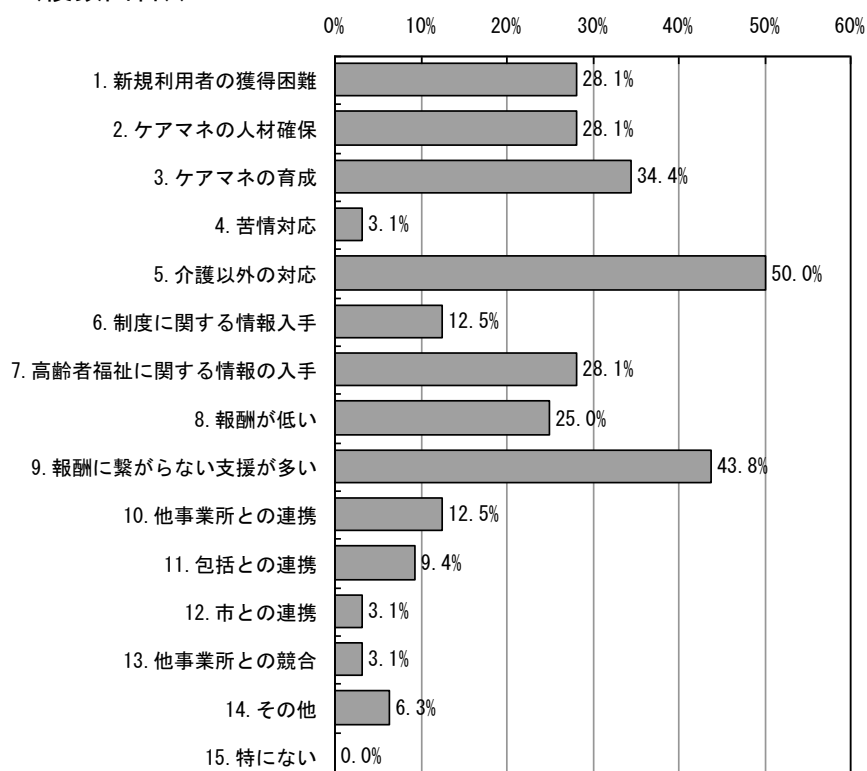
短期入所を挙げる回答が非常に多くなっています。

利用者ニーズを踏まえつつ、提供側である事業所・サービスにおける必要量の確保を促進していく必要があります。



＜運営上の課題＞ （n=32（複数回答））

「介護以外の対応」、「報酬につながらない支援が多い」といった回答が上位となっています。また、ケアマネジャー等、人材の育成・確保についても比較的多くの回答があり、全国的な傾向と同様、介護人材の確保を主要課題として対応していく必要があります。



III 施策の展開

1 高齢者を支える社会基盤の整備

(1) 地域包括ケアシステムの構築（深化・推進）

地域包括ケアシステムとは、「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために医療や介護のみならず、福祉サービスも含めた様々な生活サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制」とされています。

構築しようとする地域包括ケアシステムとは、できる限り住み慣れた自宅や地域で暮らし続けながら、必要に応じて医療や介護等のサービスを利用し、生活を送れるような体制と言うことができ、「本人の選択と本人・家族の選択と心構え」を基盤に「すまいとすまい方」がまずあり、その上でしっかりとした「介護予防・生活支援」に基づいて「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」が提供されるといった姿が想定されています。

また、第5期から始まった地域包括ケアシステム構築の取り組みは、本計画である第7期では、「深化・推進」の期間とされ、さらなる充実を進めるべき段階となっています。

図 3-1-1 地域包括ケアシステムの構成要素



なお、地域包括ケアシステムの構築（深化・推進）については、介護保険制度の見直しに関する次のような動向が背景として位置づけられます。

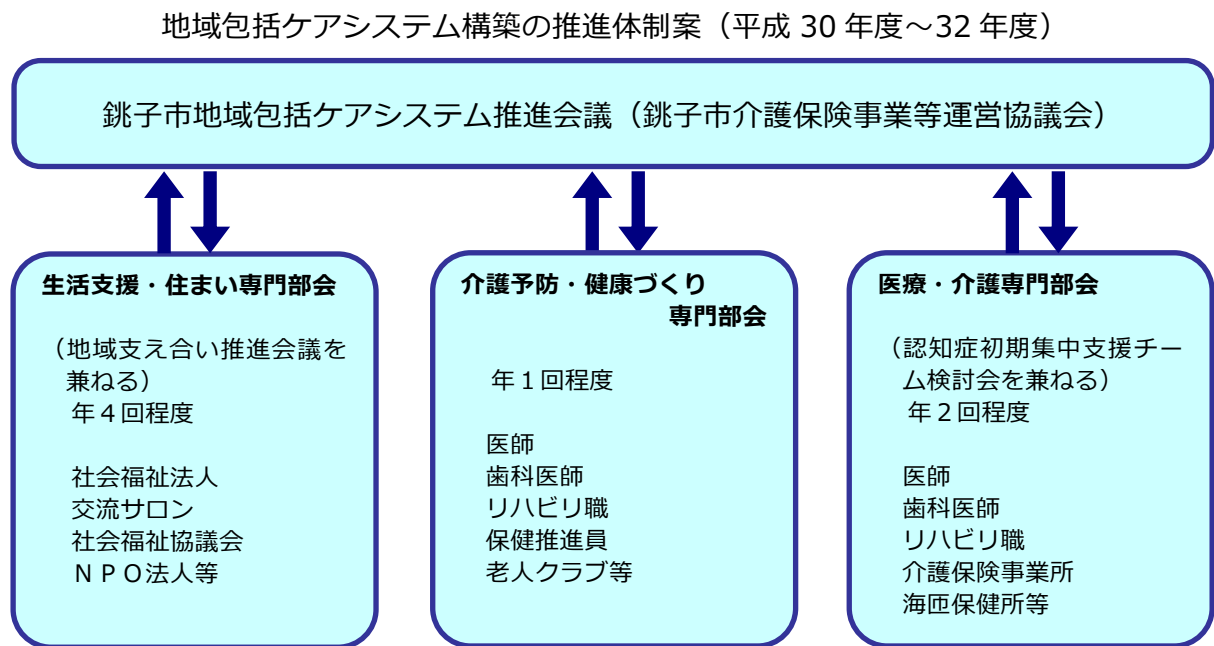
本計画では、こうした位置づけも踏まえながら、地域包括ケアシステムづくりに関わるさまざまな取組を進めていきます。

<参考> 介護保険制度見直しの概要

項 目	内 容
自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化	高齢者の介護サービス等利用状況や、介護予防への取組など、これまでの実績を踏まえ、より効果的に高齢者の自立支援や重度化防止の取組を行う必要があります。
医療・介護の連携の推進	医療と介護が現場の専門職間における連携を充実するほか、日常的な医学管理や看取り・ターミナル等の機能及び生活施設としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設（介護医療院）が創設されました。
地域共生社会の実現に向けた取組の推進	地域福祉の観点から、「我が事・丸ごと」として捉える地域共生社会の実現をめざす概念が示されたほか、高齢者と障害者が同一事業所でサービスを受けやすくする、「共生型サービス」が新たに位置づけられました。
地域包括支援センターの機能強化	地域包括ケアシステムの核となる、地域包括支援センターの機能強化が必要となります。市町による評価が義務化され、評価結果を踏まえた適切な人員配置等を通じて、地域包括支援センターの質の向上を図ることとなります。
認知症施策の推進	新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）の基本的な考え方や、関連施策の総合的な推進を、介護保険事業計画に位置づけることとされています。

地域包括ケアシステム構築のため、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が、包括的に確保される体制づくりを進めます。

図 3-1-2 地域包括ケアシステムの構築のための組織図



専門部会	協議事項
生活支援・ 住まい部会	高齢者の在宅生活を支えるためのボランティア、NPO法人、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体による、重層的な生活支援サービスの構築（高齢者の交流の場、見守り、外出支援、家事支援等）、社会資源・高齢者のニーズ把握、住環境の整備と居住支援等
介護予防・ 健康づくり部会	体操などの活動を行う住民運営の通いの場の創出と、人と人とのつながりが継続できるような地域づくり、生活習慣病予防や介護予防が一体となった、市民への健康教育の推進、健康寿命の延伸のための施策等
医療・ 介護専門部会	在宅医療と介護の連携強化、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築、認知症の人にやさしい地域づくり、認知症への理解を深めるための啓発のあり方、認知症の状態に応じた認知症ケアの体制づくり等

（２）地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築を進める上で中心的な役割を担い、高齢者支援の拠点です。

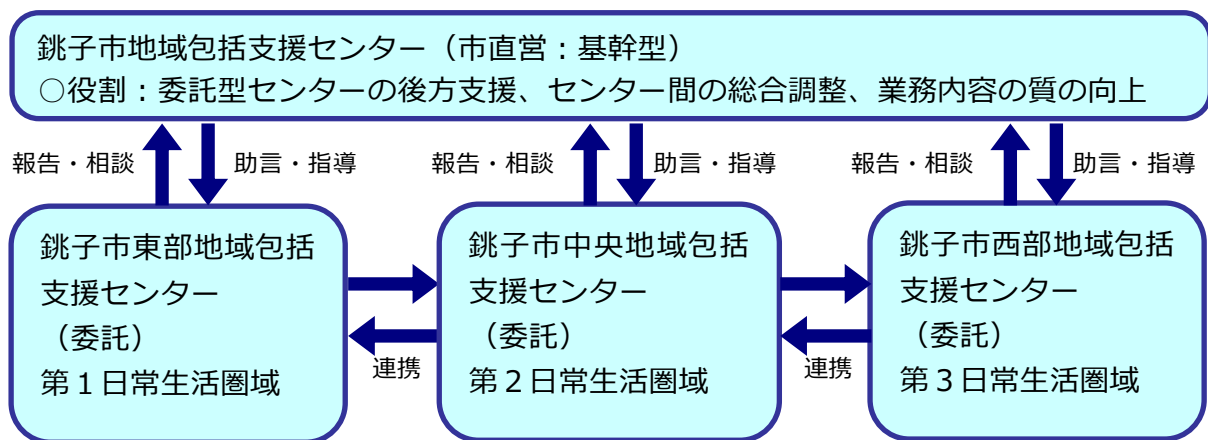
本市は、高齢化が進み、高齢者の支援・相談体制の強化が急務となっていることから、地域包括支援センター１か所による体制を見直し、平成 28 年 10 月 1 日より、市内 3 つの日常生活圏域に委託型の地域包括支援センターを 1 か所ずつ設置しました。

高齢者福祉課内のセンターは、基幹型地域包括支援センターとし、委託型地域包括支援センターの総合調整や後方支援、業務内容に関する助言・指導を行います。

委託型地域包括支援センターは、住民の各種相談に幅広く対応する総合相談業務、要介護状態になることを予防し、悪化の防止を図る介護予防ケアマネジメント業務、高齢者虐待への対応や高齢者の権利及び尊厳を守る権利擁護業務、高齢者を取り巻く関係機関とのネットワークづくりを推進する包括的・継続的ケアマネジメント業務を行います。

今後は、市民に身近な相談体制をさらに強化し、委託型包括支援センターを中心とする各日常生活圏域での地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

図 3-1-3 平成 28 年 10 月からの地域包括支援センターの体制



(3) 在宅医療・介護連携の推進

高齢者の支援ニーズは、医療と介護の両面にまたがるケースが少なくなく、両者の連携は今後ますます重要になるものと考えられます。

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に対し、在宅医療と介護が切れ目のないよう、スムーズかつ一体的に提供するため、地域における関係機関の連携を進めていきます。また、在宅での療養の必要性等に応じ、本人の意思が尊重される形での支援につなげていきます。

事業名等	事業内容	担当課・機関
医療・介護に関わる地域資源の把握	医療機関や介護事業所等、連携の前提となる地域資源の状況について把握し、関係機関と情報を共有、活用します。	高齢者福祉課
在宅医療・介護連携の現状・課題の把握	連携にあたり、地域の医療・介護関係者等による協議を実施し、在宅医療・介護に関する現状把握、課題提起等を行い、今後の対応へと活かしていきます。	高齢者福祉課
切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	医療・介護関係者と連携しつつ、在宅医療と介護が切れ目なく、一体的に提供される体制の構築に向けて、必要な取組を進めます。	高齢者福祉課
医療・介護関係者の情報共有の支援	医療・介護関係者が関係機関や多職種の連携を確保するため、情報共有のしくみづくりやその活用を支援します。	高齢者福祉課
在宅医療・介護連携に関する相談の支援	医療・介護関係者からの在宅医療・介護の連携に関する相談対応を行います。また、退院の際の医療と介護の連携・調整等も図ります。	高齢者福祉課 在宅医療・介護連携支援センター
医療・介護関係者の研修	医療・介護関係者の連携を円滑にするため、多職種でのグループワーク等の研修会を行います。	高齢者福祉課
地域住民への普及啓発	在宅医療・介護サービスや連携に関する普及啓発を行います。	高齢者福祉課
在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携	隣接する市町と連携し、広域連携が必要な事項について協議していきます。	高齢者福祉課

(4) 市民への情報提供・相談体制の充実

介護保険制度や高齢者福祉サービスについては、ホームページでの情報提供のほか、全体的な福祉サービスの周知を目的として、年1回、広報ちょうしへの掲載を行います。また、介護予防事業や介護教室等の事業の周知については、実施時期に合わせて、広報ちょうしに掲載するほか、報道機関にも掲載を依頼します。

相談体制については、高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターを設置しています。(市直営で高齢者福祉課内に1か所及び委託型地域包括支援センターとして、3つ生活圏域ごとに1か所の合計4か所。)

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が配置されており、高齢者の福祉や医療・介護等をはじめ、権利擁護など高齢者のあらゆる相談に応じています。

今後は、各地域包括支援センター職員の専門性の向上を図り、困難事例や虐待事例などに対しても、柔軟かつ個別性を生かした支援をチームとして行えるよう相談体制の強化に取り組めます。

事業名等	事業内容	担当課・機関
高齢者福祉総合相談	要介護認定・介護保険制度・高齢者福祉サービス・介護相談等	高齢者福祉課 地域包括支援センター

□ 実績

高齢者福祉総合相談件数（地域包括支援センター分）（単位：延件数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
総合相談支援業務（高齢者の介護、生活等に関する相談）	1,286	3,650	4,000
権利擁護業務	359	1,083	1,500
包括的継続的ケアマネジメント業務 (介護支援専門員への支援)	210	650	800
介護予防ケアマネジメント・介護予防 支援等（要支援1、2の介護保険サ ービスの調整等）	1,167	2,356	3,000
任意事業（介護相談等）	53	30	50
その他（高齢者以外の相談）	0	61	100
計	3,075	7,830	9,450

（５）認知症施策の推進

高齢者の増加に伴い、高齢者福祉課や地域包括支援センターの窓口において、認知症に関する相談が増えています。

認知症の診断治療は日々進歩しており、早期に診断して適切な治療やケアを受けることで、本人だけでなく家族も穏やかな日常を過ごすことができるようになっていきます。

予防から早期発見・早期治療・適切なケアの提供と地域の見守り体制など、総合的な認知症高齢者支援システムの構築に取り組みます。

ア 認知症の予防・ケアの質向上

認知症の予防や早期発見、認知症になっても安心して暮らすことのできる環境づくりなど、認知症の予防・ケアの質の向上を図ります。

事業名等	事業内容	担当課・機関
認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進	認知症で困っている方や家族へ早期に集中的な支援を行い、必要な支援につなげます。	高齢者福祉課
認知症地域支援推進員の配置	認知症カフェ（オレンジカフェ）の開設や認知症の理解を広める活動を行うとともに、認知症ケアパス（認知症の進行に応じた具体的なケア方法や医療、介護サービスを示したもの）の作成や普及啓発を行います。 また、認知症に関する知識や認知症の方との接し方のポイントや、予防方法を学ぶ講座を開催します。	高齢者福祉課

イ 認知症高齢者と家族への支援

認知症高齢者の介護を行う家族の負担軽減や、知識や情報の習得、交流の場づくりなど、地域ぐるみでの取組を充実します。

事業名等	事業内容	担当課・機関
徘徊高齢者等家族支援事業	在宅の徘徊高齢者を介護している家族に対し、徘徊探索サービスの初期費用に係る経費の一部を助成します。	高齢者福祉課
認知症高齢者見守り SOS ネットワーク事業	認知症による徘徊の危険がある高齢者を事前登録し、警察や関係機関と協力して、行方不明になった認知症高齢者を早期に発見します。 また、防災行政無線や防災・防犯メールにより、市民からの情報提供を呼びかけます。	高齢者福祉課 危機管理室
認知症サポーター養成講座	委託型地域包括支援センターなどのキャラバンメイトが認知症サポーター養成講座を実施し、サポーター数の増加を促進します。市はその後方支援を行います。	高齢者福祉課
認知症カフェ開設支援補助事業	第1日常生活圏域及び第2日常生活圏域にそれぞれ1か所ある認知症カフェの増設を図るため、開設費用の一部を助成します。 【目標数】 第1日常生活圏域 2か所 第2日常生活圏域 2か所 第3日常生活圏域 2か所	高齢者福祉課

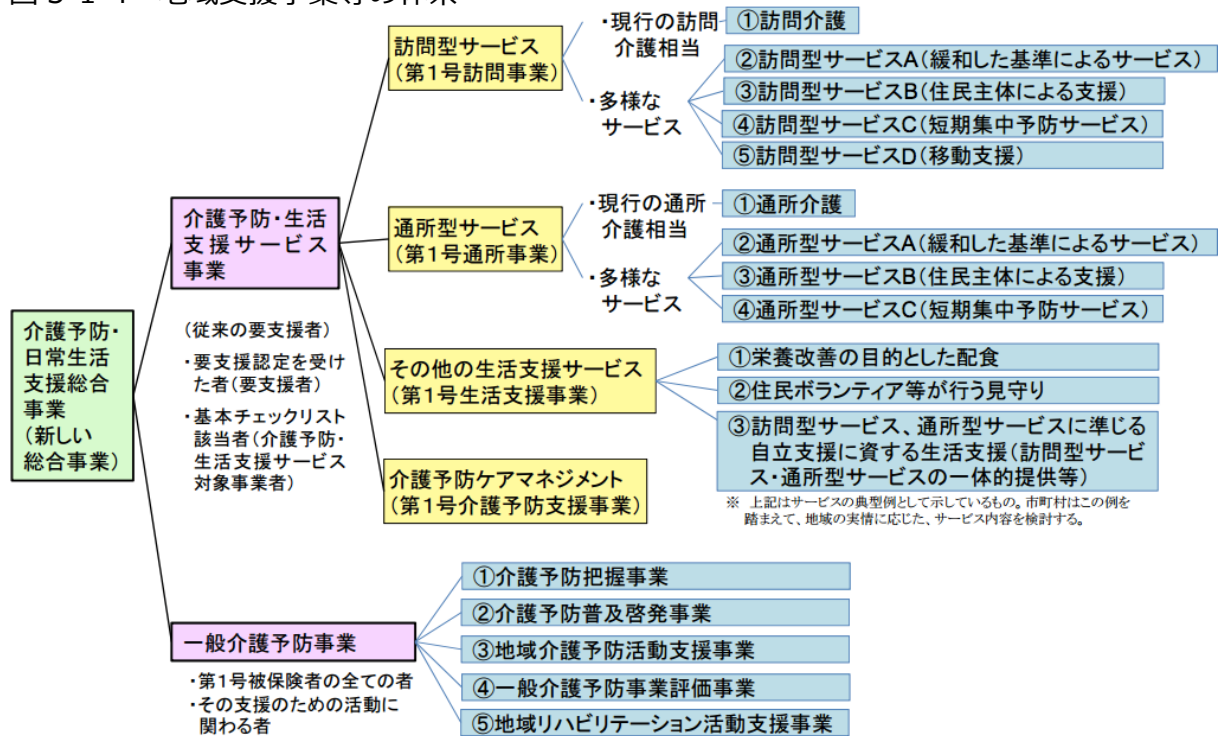
□ 実績

事業名等	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
認知症初期集中支援チーム		初期相談 15 件 訪問実績 10 件	初期相談 10 件 訪問実績 10 件
認知症サポーター養成講座	7 回 286 人	6 回 318 人	25 回 500 人
認知症高齢者見守り SOS ネットワーク事業	1 件	5 件	4 件

(6) 介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進

平成 27 年度施行の改正介護保険法に基づき、地域支援事業の体系が大きく変わり、本市においても第 6 期計画から、「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まっています。

図 3-1-4 地域支援事業等の体系



資料：厚生労働省

（総合事業の体系を示したものであり、市町村の実情に応じ、選択的に実施するもの）

<介護予防・日常生活支援総合事業の概要>

- 「住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動の推進」、「元気な時からの切れ目ない介護予防の継続」、「リハビリテーション専門職等の関与による介護予防の取り組み」、「見守り等生活支援の担い手として、生きがいと役割づくりによる互助の推進」を目的とする事業です。
- 介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業で構成されます。
- 介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定者および非認定者のうち基本チェックリストで判断された対象者が利用可能です。
- 要支援認定者は、地域包括支援センターがケアマネジメントを行い、介護予防給付によるサービスと総合事業によるサービス（訪問型サービス・通所型サービス等）を適切に組み合わせつつ、サービスを利用。介護予防・生活支援サービスのみ利用する場合は、要支援認定は不要（基本チェックリストで判断）です。
- 一般介護予防事業は、従来のように一次予防・二次予防を区別せずに、地域の実情に応じて効果的・効率的に取り組む。すべての高齢者が利用可能です。

表 3-1-1 介護予防・日常生活支援総合事業の給付実績と推計

			平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
訪問型 サービス	訪問介護 相当サービス	給付費(千円)	15,776	40,649	38,727	40,000	40,500	42,000
		人数(人)	960	2,546	2,493	2,500	2,560	2,625
	訪問型 サービスA	給付費(千円)	46	375	738	900	1,000	1,100
		人数(人)	11	62	118	156	180	204
	訪問型 サービスC	給付費(千円)	-	-	-	480	480	480
		人数(人)	-	-	-	30	30	30
通所型 サービス	通所介護 相当サービス	給付費(千円)	15,766	43,763	53,233	58,900	62,000	64,000
		人数(人)	555	1,599	1,980	2,220	2,220	2,220
	通所型 サービスC	給付費(千円)	-	-	-	480	480	480
		人数(人)	-	-	-	30	30	30
生活支援 サービス		給付費(千円)	639	566	496	600	600	600
		人数(人)	689	610	529	647	647	647
介護予防ケア マネジメント		給付費(千円)	3,729	11,998	13,893	15,000	16,000	17,000
		人数(人)	831	2,995	3,189	3,488	3,720	3,950
審査支払手数料		給付費(千円)	79	215	219	240	250	260
		人数(人)	1,515	4,143	4,380	4,800	5,000	5,200
高額介護予防 サービス費相当		給付費(千円)	-	-	167	100	100	100
		人数(人)	-	-				
一般介護 予防事業	介護予防 啓発事業	給付費(千円)	0	9	84	100	110	120
	地域介護予防 普及啓発事業	給付費(千円)	581	1,105	1,320	2,600	2,700	2,900
	地域包括ケア 活動支援事業	給付費(千円)	200	418	425	600	780	960

ア 一般高齢者への啓発（介護予防・日常生活支援総合事業：一般介護予防事業）

年齢を重ねても、介護予防・生きがいをづくりを意識し、健康で過ごせるように広く周知していきます。委託型地域包括支援センターと協力し、高齢者自身が主体的に行う介護予防活動の育成・支援を行います。

事業名等	事業内容	担当課・機関
介護予防把握事業	委託型地域包括支援センターと協力し、情報共有をしながら閉じこもり予防や早期支援への取組を行っていきます。	高齢者福祉課
介護予防普及啓発事業	介護予防、健康づくりの必要性を広く周知し、生きがいをづくりや社会参加の活動が図れるように講座等を実施します。	高齢者福祉課
地域介護予防活動支援事業	地域で身近な通いの場を増やせるように、また既存の団体が継続して運営していけるように、介護予防活動の育成・支援を行います。	高齢者福祉課
一般介護予防事業評価事業	地域の介護予防やリハビリテーション活動などの一般介護予防事業について、目標達成状況等の検証を行い、事業評価を行います。	高齢者福祉課
地域リハビリテーション活動支援事業	通いの場が継続して主体的に運営できるよう、リハビリ職や委託型地域包括支援センターと協力し、支援していきます。	高齢者福祉課

ロ 実績

事業名等	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
介護予防普及啓発事業	43 回 1,512 人	56 回 1,983 人	50 回 1,600 人
地域介護予防活動支援事業	41 回 570 人	108 回 1,055 人	120 回 1,200 人
地域リハビリテーション活動支援事業	52 回 456 人	56 回 530 人	50 回 500 人

人数：延べ数

イ 介護予防・日常生活支援サービスの多様化

訪問や通所など、サービス形態の特徴を活かした提供体制の構築を図るとともに、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの効果的な実施を図ります。

事業名等	事業内容	担当課・機関
訪問型サービス	地域の状況に応じて、日常生活上の支援や移送に関することなど、多様なサービスを実施していきます。	高齢者福祉課
通所型サービス	地域の状況に応じて、通いの場や短期集中的に関わることなど、多様なサービスを実施していきます。	高齢者福祉課
その他の生活支援サービス	栄養改善を目的とした配食サービスを提供します。	高齢者福祉課
介護予防ケアマネジメント	自立支援に向けて効果的な介護予防ケアマネジメントを実施します。	地域包括支援センター

ウ 生活支援体制整備の推進

資源の集約・高齢者のニーズ把握を行うとともに、サービスの創出や第2層の生活支援コーディネーター・協議体の配置を進めます。

事業名等	事業内容	担当課・機関
生活支援コーディネーターの配置	市内の社会資源を把握するとともに、高齢者の支援のために情報源となる便利帳の作成や地域支え合いサポーター（仮称）養成講座の実施等を検討します。	高齢者福祉課
協議体の設置	定期的に地域支え合い推進会議を開催し、市内の社会資源の情報共有・不足しているサービスの把握等に努めます。	高齢者福祉課

(7) 地域ケア会議の推進

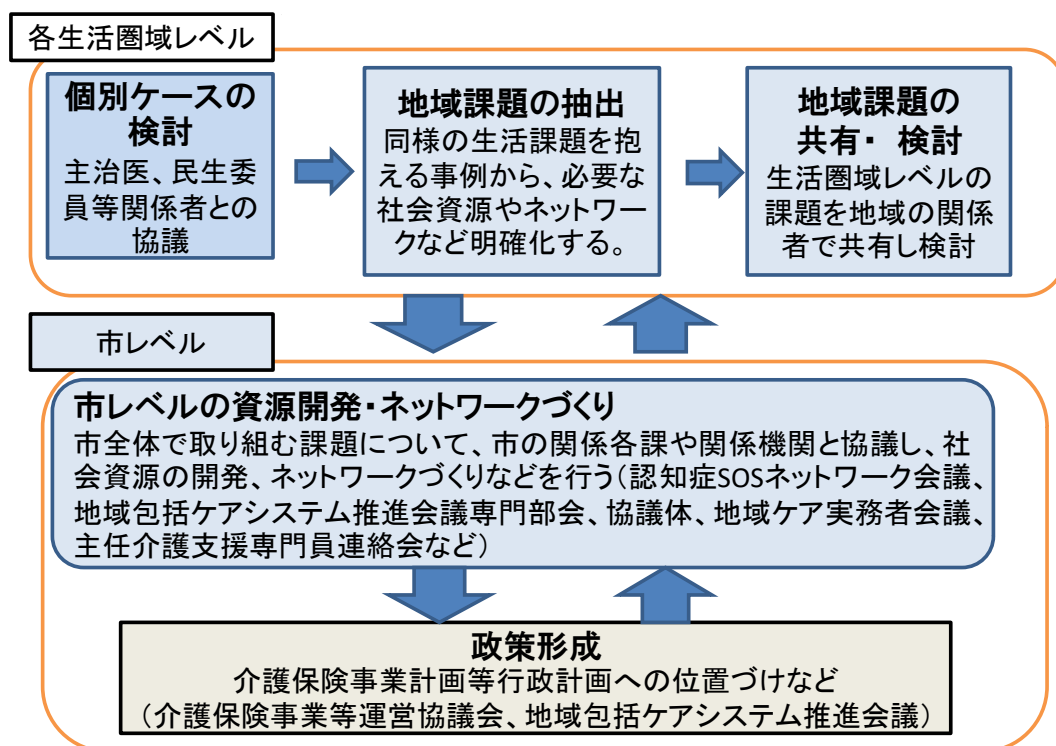
高齢者個人に対する支援の充実と、高齢者を支える社会基盤の整備を同時に進めることが、地域包括ケアシステムを構築するためには重要となります。平成 27 年 4 月より介護保険制度にあらためて位置づけられた「地域ケア会議」は、地域包括ケアシステムの実現に向けた有効な手法として期待されています。

地域ケア会議は、①個別課題の解決、②ネットワークの構築、③地域課題の発見、④地域づくり・資源開発、⑤政策形成という 5 つの機能を有します。会議を有効に活用するためには、それぞれの会議がどのような目的・機能を求められているかを明確にし、適切な参加者を集めることが重要です。

今後は、委託型地域包括支援センターが個別課題の解決のための地域ケア会議を行い、担当圏域の地域課題の把握を行います。

市は、委託型包括支援センターと連携し、市全体の取り組むべき課題を明確化し、介護保険事業等運営協議会などで政策形成に向けた協議を行います。

図 3-7-1 銚子市の地域ケア会議の概要



（８）高齢者の住まいの安定的な確保

本市においては、持ち家率が高く、住まいは充足しているものの、高齢者自身の生活状況やその変化に対応した住まいを選択できるような多様な居住環境の確保に努めるとともに、相談や情報提供を行います。

施設・事業名等	事業内容	担当課・機関
特別養護老人ホーム	常時介護が必要で、居宅での生活が困難な要介護者が入所し、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等が受けられる施設です。	高齢者福祉課
介護老人保健施設	医療施設等での治療を終え、状態が安定している要介護者が在宅復帰を目指し、リハビリテーションを中心としたサービスが受けられる施設です。	高齢者福祉課
有料老人ホーム	高齢者が入居する施設で、介護サービスを提供するなど、支援の必要な高齢者にとっての暮らしやすさに配慮した施設です。	高齢者福祉課
軽費老人ホーム （ケアハウス）	自宅での生活が困難な高齢者に住宅を供給し、低額な料金で食事の提供等を行う施設です。	高齢者福祉課
養護老人ホーム	自宅での生活が困難な低所得の高齢者の生活の場です。市役所に申請後、市が入所を決定します。	高齢者福祉課
サービス付き高齢者 向け住宅	安否確認や生活相談を基本とし、サービスが提供される住宅です。	都市整備室
県営住宅・市営住宅	公営住宅として、経済面等で住まいの確保が困難な方に対し提供される住宅です。	都市整備室
各施設に関する情報 提供	住まいの安定的な確保に向け、施設の関連情報を把握するとともに、利用者や相談などに対する情報提供を行います。 また、介護老人福祉施設や介護老人保健施設といった、介護保険施設サービスについては、介護保険制度のもとでの適切な運用、情報提供を行います。	高齢者福祉課

＜参考＞高齢者の住まいに関わる地域資源の状況（再掲）

	特別養護 老人ホーム	老人保健 施設	有料老人 ホーム	軽費老人 ホーム	養護老人 ホーム	サービス付き 高齢者 向け住宅	県営住宅 ・市町村営 住宅
銚子市	330 人	280 人	29 人	130 人	110 人	41 戸	県 343 戸 市 796 戸

(9) 地域における支えあいの推進

地区社会福祉協議会による「地域ぐるみ福祉ネットワーク事業」をはじめとして、近年は、NPO法人等による助けあい活動や、高齢者支援活動が増加しています。

それぞれの団体活動の支援を充実させるとともに、団体の情報を共有し、必要な人に支援が届くよう、連携や調整が課題です。

ア 独居・高齢者世帯支援

介護保険制度で対応困難なサービスを、高齢者福祉サービスとして提供し、高齢者と介護者に対する支援を充実します。

また、ひとり暮らし高齢者の安否確認や緊急時の対応のため、緊急通報システム事業や食の配食サービス事業を活用するとともに、地域住民による見守り体制の構築を進めます。

事業名等	事業内容	担当課・機関
緊急通報システム事業	従来のサービスに加え、健康・医療相談、お伺いコール等の安否確認を実施します。	高齢者福祉課
配食サービス事業	ひとり暮らしで食事の準備が困難な方に、栄養バランスがとれた食事を配達しながら、安否確認をします。	高齢者福祉課

□ 実績（上段：計画、下段：実績）

事業名等	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
緊急通報システム事業	380 人	380 人	380 人
	327 人	306 人	301 人
配食サービス事業	315 人 : 26,800 食	335 人 : 28,500 食	355 人 : 30,200 食
	142 人 : 14,111 食	84 人 : 9,175 食	57 人 : 7,120 食

イ 家族介護支援

在宅介護が重視される中で、家族介護者への支援を引き続き確保していきます。

事業名等	事業内容	担当課・機関
紙おむつ給付事業	要介護3以上で、常時おむつが必要とされる方に対し、紙おむつを1か月当たり30枚支給します。	高齢者福祉課
家族介護慰労金支給事業	市民税非課税世帯で、過去1年間に介護保険サービスを利用していない、在宅の要介護4・5の介護者に慰労金を支給します。 (年額10万円)	高齢者福祉課

ロ 実績（上段：計画、下段：実績）

事業名等	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
紙おむつ給付事業	530人：138,000枚	565人：146,400枚	600人：154,800枚
	521人：124,170枚	525人：124,530枚	536人：126,080枚
家族介護慰労金 支給事業	1人	1人	1人
	0人	1人	1人

ウ 地域の支えあい体制の整備

地域の自主的活動を行っている団体に対して、継続して協力していきます。また、老人クラブが解散した地域も増えていますので、住民主体の交流の場をどのように創っていくか、関係者と検討していきます。

事業名等	事業内容	担当課・機関
地域ぐるみ福祉ネットワーク事業	市内13の地区社会福祉協議会の行う、独居高齢者の高齢者料理教室やいきいきサロン等に対して支援します。	社会福祉協議会
ボランティア連絡協議会活動支援	銚子市ボランティア連絡協議会の活動に対する支援として、銚子市福祉まつり等への協力を行います。	社会福祉協議会
ボランティア・NPO法人等の活動支援	ちょっとした困りごとや地域ごとに行われているサービス・ボランティア状況等を生活支援コーディネーターとともに把握し、周知を実施。高齢者への支援は地域包括支援センターやケアマネジャーと連携して実施します。	社会福祉協議会 総務室 高齢者福祉課

<参考> 高齢者に関する活動を行うNPO法人等

団体名	活動内容
ナルク銚子	会員相互の助けあい、高齢者の家事支援等
千葉健康生きがい支援 ネット	高齢者筋トレ教室等の実施、市の介護予防事業の受託、介護 職員初任者研修の開催等

□ 実績

事業名等		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
地域ぐるみ 福祉ネット ワーク事業	高齢者料理教室	春日、豊里	春日、豊里	春日、豊里
	いきいきサロン	興野、若宮、春日	興野、若宮、春日	興野、若宮、春日
	福祉サービス	豊里	豊里	豊里

エ ボランティア活動の促進

福祉やまちづくりの観点から、高齢者等市民による多様なボランティア活動を促進します。

事業名等	事業内容	担当課・機関
自主パトロール隊・ 防犯ボランティアへの支援	住民が行う地域の安全を守るための自主的な活動に対して支援し、市が傷害保険の加入等の支援をします。	危機管理室
地域ボランティアによる 登下校の見守り活動	通学途上の児童、生徒の安全を確保するため、高齢者などが自主的に行う地域ボランティア活動に対して、交通安全推進隊の登録等を支援します。	危機管理室

□ 実績

事業名等	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
自主パトロール隊・ 防犯ボランティアへの支援	保険加入費負担者数	保険加入費負担者数	保険加入費負担者数
	245 人	236 人	249 人
地域ボランティアによる 登下校の見守り活動	交通安全推進隊登録者数	交通安全推進隊登録者数	交通安全推進隊登録者数
	86 人	86 人	56 人

(10) 生涯にわたる健康づくりの推進

平成 27 年の平均寿命について見ると、千葉県は、男性 16 位、女性 30 位となっています。

若いときからの健康づくりを推進し、健康寿命の延伸に努めていくことが重要です。

本市における主要死因の上位は、「悪性新生物」、「心疾患」、「脳血管疾患」のいわゆる 3 大生活習慣病が占めており、これら死因の人口 10 万人対死亡率は、千葉県や全国を大きく上回る水準となっています。

死因の第 1 位の悪性新生物は、千葉県や全国と比べて非常に高い水準にあり、検診受診率の向上や食生活の改善など、健康に対する市民の意識を高めていくことが大きな課題です。

表 3-1-2 平均寿命の比較

	男性		女性	
	年齢	順位	年齢	順位
千葉県	81.0 歳	全国 16 位	86.9 歳	全国 30 位
全国	80.8 歳	世界 3 位	87.1 歳	世界 1 位

資料：平成 27 年簡易生命表・都道府県生命表

表 3-1-3 主要死因別死亡状況（平成 26 年・上位 10 位）

順位	銚子市					千葉県		全国	
	死因	総数			人口 10 万人対死亡率 (%)	死因	人口 10 万人対死亡率 (%)	死因	人口 10 万人対死亡率 (%)
		男	女						
1	悪性新生物	252	150	102	373.0	悪性新生物	262.8	悪性新生物	293.5
2	心疾患	169	78	91	250.1	心疾患	155.4	心疾患	157.0
3	肺炎	143	68	75	211.6	肺炎	88.1	肺炎	95.4
4	脳血管疾患	98	50	48	145.0	脳血管疾患	77.0	脳血管疾患	91.1
5	その他の呼吸器系の疾患	48	28	20	71.0	老衰	50.3	老衰	60.1
6	老衰	35	8	27	51.8	不慮の事故自殺	22.4	不慮の事故	31.1
7	不慮の事故	25	16	9	37.0	自殺	19.9	腎不全	19.8
8	その他の消化器系の疾患	22	11	11	32.6	腎不全	14.8	自殺	19.5
9	糖尿病	17	7	10	25.2	大動脈瘤および解離	11.3	大動脈瘤および解離	13.1
10	自殺	16	10	6	23.7	肝臓疾患	10.5	慢性閉塞性肺疾患	12.9

資料：海匠健康福祉センター 平成 27 年度事業年報参照（千葉県ホームページより）
（平成 26 年千葉県衛生統計年報による）

ア 検診受診率の向上

検診受診率の向上に向け、今後、受診促進の取組を次のように展開します。

① 検診情報のPR活動を展開

新規受診者拡大のため、新 40 歳に対し検診案内の送付を行うと共に、広報ちょうしやホームページを活用し、住民が検診情報を目にする機会を増やします。

また、検診会場で、検診の重要性を説明し、周囲の人へ住民同士で誘いあうことを勧めるほか、各種事業や地区活動、関連施設等を活用し検診の案内を行います。

② 年 1 回の継続受診を維持するための取組

検診ごとに、前年度受診者に受診票を送付し、継続受診を促します。

③ 受けやすい環境の整備

平日働いている方も受診できるように、すべての集団検診を土・日も含めて実施します。

待ち時間の長くなる乳がん検診は、予約制とし、待ち時間の短縮に努めています。また、集団検診の子宮頸がん検診・乳がん検診（エコー検診）・若い世代の健診についてはお子様連れでも検診が受けられるように保健推進員の協力を得ながら、検診会場での保育を実施しています。

さらに集団検診については、胃がん検診と大腸がん検診、肺がん検診と大腸がん検診など複数の検診が同時に受けられるように同日実施しています。

④ 特定の年齢に対する無料クーポンなどの配布

国の事業である「がん検診推進事業」により子宮頸がん検診・乳がん検診については、特定の年齢の方に「無料クーポン券」を配布し、受診勧奨を行っています。特に銚子市では胃がんで亡くなる方が多いため、早期発見早期治療のために市単独事業として「胃がん検診推進事業」と称し、特定の年齢の方に「無料クーポン券」などを配布し新規受診者の拡大を図ります。

各種健康診査

事業名等	事業内容	担当課・機関
若い世代の健康診査	若年世代からの健康に対する関心、実践が、その後の生活にも大きく影響することから、若年世帯の健康診査を実施します。	保健事業室
骨粗しょう症検診	骨粗しょう症やロコモティブシンドロームの予防を目的に実施しています。5歳刻みの検診実施となっているため、今後も受診を促進します。	保健事業室
歯周疾患検診	40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象に、歯周病を予防するため歯肉や歯の検診を行います。	保健事業室
特定健康診査	40歳～74歳までの国民健康保険の方を対象に、生活習慣病（糖尿病・高血圧・脂質異常）の前段階であるメタボリックシンドロームに着目した予防のための健診です。 身体計測（体重・腹囲）・血圧測定・尿検査・血液検査等を実施します。	保健事業室 保険年金室
後期高齢者の健康診査	後期高齢者の方を対象に、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や健康の保持・増進のために、健康診査を実施します。健診内容は特定健康診査と同様です。	保健事業室 保険年金室

がん検診

事業名等	事業内容	担当課・機関
がん検診	がんの早期発見、早期治療のために、各種がん検診を実施します。精密検査が必要になった方へは、検査の必要性を伝え、受診のための支援を行います。	保健事業室
胃がん検診	40歳以上の方を対象に胃部エックス線検査（バリウム造影剤使用）を実施します。	保健事業室
大腸がん検診	40歳以上の方を対象に、便潜血反応検査を実施します。	保健事業室
肺がん検診 （結核検診を兼ねる）	40歳以上の方を対象に、胸部エックス線撮影検査を実施します。	保健事業室
乳がん検診	30歳代の女性を対象に、乳房超音波（エコー）検査、40歳以上の女性を対象に、乳房エックス線検査（マンモグラフィ）を実施します。	保健事業室
子宮頸がん検診	20歳以上の女性を対象に、子宮頸部細胞診検査を実施します。	保健事業室

□ 実績

事業名等		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度（見込み）		
		対象者数 （人）	受診者数 （人）	受診率	対象者数 （人）	受診者数 （人）	受診率	対象者数 （人）	受診者数 （人）	受診率
各種健康診査	若い世代の健康診査	-	692	-	-	462	-	-	470	-
	骨粗しょう症検診	3,254	443	13.6%	3,060	434	14.2%	3,288	447	13.6%
	歯周疾患検診	3,172	54	1.8%	3,503	55	1.6%	3,884	61	1.6%
	特定健康診査	16,028	5,534	34.5%	15,092	5,419	35.9%	15,859	5,720	36.1%
	後期高齢者の健康診査	10,644	2623	24.6%	10,469	2,623	25.5%	11,481	2,710	23.6%
がん検診	胃がん検診	25,440	3,232	12.7%	44,505	3,158	7.1%	44,065	2,917	6.6%
	推進事業（再計）	4,342	602	13.9%	-	-	-	-	-	-
	大腸がん検診	25,440	5,595	22.0%	44,505	5,350	12.0%	44,065	5,119	11.6%
	推進事業（再計）	4,412	827	18.7%	-	-	-	-	-	-
	肺がん検診	25,440	4,180	16.4%	44,505	4,256	9.56%	44,065	4,225	9.6%
	乳がん検診	16,227	4,716	29.1%	26,862	4,841	18.0%	26,505	4,895	18.5%
	推進事業（再計）	230	39	17.0%	218	35	16.1%	308	39	12.7%
	子宮頸がん検診	16,998	3,200	18.8%	29,403	3,270	11.1%	28,937	3400	11.7%
	推進事業（再計）	297	13	4.4%	280	12	4.3%	273	13	4.8%

イ 生活習慣の改善

特定健診では、あらゆる機会を通して、健診の必要性を周知するとともに、健診受診者に対しては、健診会場や結果通知の際に、生活習慣病予防に関する情報の提供に努めます。受診率向上対策としては、健診期間中に未受診者の方に個別通知による再受診勧奨を実施、また、個別健診の自己負担を無料とし、追加健診の実施、健診期間延長など、受診しやすい環境・体制作りに取り組んでいます。今後も引き続き、受診環境の整備に努めます。

受診後の支援として、対象者には特定保健指導を実施します。特定保健指導では、面接のほか、電話やメールでの対応など個々の状況に対応した方法を取り入れます。また、食事や運動に関する体験型のプログラムを提供し、生活習慣の改善・定着に結びつくよう支援します。さらに、特定保健指導対象外の方に対しても、結果説明会等を実施し、より良い生活習慣の定着に努めます。

健康づくり相談では、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が個人の病態にあった健康知識の提供・生活習慣の改善を目指し、分かりやすい教材を活用し具体的な助言を行います。

若い世代の健診の結果に基づく相談は、健診結果の返却と同時に実施し、疾病予防のために健康的な生活習慣の意識付けのために集団教育又は個別相談を行っています。なお、健診結果によっては受診勧奨を行います。

事業名等	事業内容	担当課・機関
健康づくり相談	月1回、予約制により、心身の健康について家庭内での健康管理に必要な指導や助言を行う機会を設け、健康の維持に努めます。その他の窓口や電話での相談にも、随時対応します。	保健事業室
歯科健康相談	多くの市民が集う場所に歯科相談を併設し、口腔に関しての指導や助言を行います。また、窓口や電話での相談も行います。	保健事業室
若い世代の健康診査後の保健指導	引き続き健診結果に基づく生活習慣改善指導を行っています。	保健事業室
特定保健指導	特定健診の結果から、生活習慣病のリスクが重複している方に対して、生活習慣の改善に取り組んでいただくために、保健師・管理栄養士が6か月間支援します。	保健事業室

ウ 健康知識の普及

過去における食生活実態調査の結果、本市においては、塩分摂取量が多いため、特に減塩に着目し、次のような減塩に関する健康教育に力をいれてきました。また、糖尿病等の生活習慣病対策として、運動等による肥満予防対策も必要となっています。

こうした傾向を踏まえ、保健師や管理栄養士が保健推進員とともに小中学校や地域の集まりに出向いた食育活動や、適塩みそ汁の試飲の提供、自ら塩分摂取傾向を知るための自宅のみそ汁の塩分測定などの活動を通して、分かりやすい知識の提供に努めます。また、海匠地域職域連携推進協議会と連携し、普及活動をしていきます。さらに減塩活動だけでなく早世対策としての生活習慣病予防の健康情報の発信と、若いうちからのロコモティブシンドロームの知識の普及と予防に努めます。

事業名等	事業内容	担当課・機関
集団健康教育	市民の健康づくりを目的に、健康学習・生活習慣病改善に必要な知識の啓発活動を推進しています。具体的には医師や保健師、管理栄養士などが協働し、講演会や地域や学校などに出向いて実施します。	保健事業室
保健推進員・食生活改善推進員活動	保健推進員・食生活改善推進員を委嘱し、住民へ健康づくりに関する情報などの伝達活動の取り組みを、地区活動として積極的に実施します。	保健事業室
健康まつり	健康スポーツ文化都市宣言に基づき、市民に対し健康づくりに関する知識の啓発・普及を目的に、銚子市保健推進協議会、銚子市医師会・国保旭中央病院、銚子市歯科医師会・銚子市薬剤師会・海匠保健所・県理学療法士会などの協力により行います。医師による健康相談、AED体験、食事や運動に関する実習、ロコモチェック及び結果に基づく指導など体験型のイベントを実施します。	保健事業室

(11) 安心・安全なまちづくりの推進

本市では、高齢者の住居として一戸建ての持ち家が多いため、低中層集合住宅における虚弱高齢者の閉じこもり問題はあまり見られませんが、自宅内での転倒事故を予防するための住宅改修や災害時の家具転倒防止など、日常生活における高齢者の安全対策が必要です。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、22.2%が「外出を控えている」と回答し、その内の 11.0%が「経済的に出られない」と回答している状況です。外出頻度の減少は、心身の健康状態を悪化させるリスクがあります。高齢者の外出は、介護予防の最たるものであり、気軽に安心して外出できる環境や手段を確保することは非常に重要です。そのため、公共交通機関を活用した移動手段の確保について検討します。

ア 生活環境整備への支援

在宅介護や快適な在宅生活につながる環境づくりに向け、住宅や移動手段に関わる支援を推進します。

事業名等	事業内容	担当課・機関
住宅改修費の助成	介護保険サービスとして、改修費用の 9 割を給付します（上限は 18 万円）。	高齢者福祉課
福祉カーの貸し出し	車いす・ストレッチャー対応のワゴン車を貸し出しています。燃料代は利用者負担です。	障害支援室
福祉パスの発行 （平成 30 年 4 月～9 月の実証実験）	70 歳以上の高齢者と障害者手帳等を持つ障害のある人に対し、外出の支援を行なうために市内の路線バス及び銚子電鉄に利用できる福祉パスと利用券を発行します。	高齢者福祉課 障害支援室

ロ 実績

事業名等	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 （見込み）
住宅改修費の助成	251 件	246 件	250 件
福祉カーの貸し出し	17 件	5 件	15 件

イ 交通安全・防犯・防災知識の普及

銚子警察署と連携し、多発する高齢者の交通事故防止のため、交通講話や実技指導等でより具体的な指導を行うとともに、高齢者の生活を脅かす電話de詐欺による被害防止のための啓発活動などを行います。

また、自助・共助の考えによる自らまたは地域で取り組む防災・減災について、啓発活動などを行います。

事業名等	事業内容	担当課・機関
高齢者交通安全教室の開催	高齢者憩いの家等施設での安全教室や県主催の研修の開催、高齢者のドライビングスクール等を実施します。	危機管理室
防犯講座・防災講座の開催	高齢者福祉施設での防災訓練への助言や小規模な講座にも対応します。	危機管理室
パンフレットの配布	交通安全、防犯、防災の啓発パンフレットを、さまざまな機会に配布します。	危機管理室
ハザードマップの作製・配布	最新データによる津波・洪水ハザードマップ、また、土砂災害警戒区域の指定が完了した後、土砂災害ハザードマップの作製を計画します。	危機管理室

ロ 実績

事業名等	平成 27 年度	平成 28 度	平成 29 年度 (見込み)
高齢者交通安全教室	7 回	4 回	5 回
高齢者のドライビングスクール	1 回	1 回	1 回
防災講座等	0 回	3 回	1 回

ウ 防災情報伝達体制の整備

防災情報の入手は、防災行政無線や防災ラジオのみを頼ることなく、防災・防犯メールの登録拡大や、テレビのデータ放送など、複数の方法を活用するよう啓発活動などを行うとともに、避難行動要支援者を支える自主防災組織の育成に取り組みます。

事業名等	事業内容	担当課・機関
防災・防犯メールの登録	登録方法が分からない高齢者の登録作業を代行します。また、携帯電話等を持たない高齢者の代わりに、家族（遠方に居住する親族なども）の登録を推奨します。	危機管理室
避難行動要支援者支援計画の策定	災害時における避難等の支援体制の確保に必要な個別計画策定を推奨します。	高齢者福祉課 障害支援室 社会福祉室 危機管理室

ロ 実績

事業名等	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 （上半期）
防災・防犯メールの配信	112 件	110 件	100 件
災害時要援護者支援計画策定	—	—	—

エ 災害の予防

災害弱者とも位置づけられる高齢者に対し、日頃からの防災対策を支援するため、関連費用の助成を推進します。

事業名等	事業内容	担当課・機関
家具転倒防止器具等設置費用の助成	地震発生時の被害から高齢者及び障害者の生命や財産を守るため、居宅における家具の転倒防止器具等の設置に要する費用について 1 万円を限度に助成します。	高齢者福祉課 障害支援室

2 生きがいくりと社会参加への支援

(1) 社会参加への支援

ア 高齢者活動支援

少子高齢社会では、経験と体力のある高齢者が、就業やボランティア活動などの社会参加により、経済や地域の活性化を図ることが求められています。

また、平均寿命が延び、以前のような「第二の人生」というひとくくりではなく、65歳～74歳、75歳～80歳、80歳以上と各年代の体力に合わせた過ごし方を考える必要があります。

生きがいと健康づくりなど、高齢者の多様なニーズに対応できるよう、関係機関による相談と連携が課題です。

事業名等	事業内容	担当課・機関
老人クラブ活動	銚子市シニアクラブ連合協議会の活動である、運動会や芸能大会、グランドゴルフ大会、体力測定会等の活動に対して支援します。	高齢者福祉課

イ 生涯学習機会の拡充

市民センターでは、高齢者向けの講座をはじめ、地区高齢者学級の開催など、高齢者の生涯学習活動を支援しています。

年齢を問わず参加できる「銚子雑学塾」に関しては、自主運営ができていますが、新規参加者が少ないことと、参加する塾生の固定化が見られます。「高齢者学級」も同じように新規参加者が増えず、参加者数も減少しています。歌声の集いは、当初は一般の参加者を想定していましたが、実際の参加者は高齢者がほとんどで、皆さん生き生きと参加しており、高齢者の生きがいくりに役立っています。

今後は、生きがいくりに、多様なテーマや手法を加え、新たに参加する高齢者の増加を目指します。歌声の集いにフォークソングを選曲するなど、高齢者だけでなく、幅広い年齢層が参加できるような工夫に努め、世代を超えた活動へと発展させていきます。

また、高等教育機関である千葉科学大学や、千葉県生涯学習大学校東総学園等、市内に立地する生涯学習関連施設との連携等についても検討しながら、高齢者の日常的な学習活動や生きがいくりにとつなげていきます。

事業名等	事業内容	担当課・機関
大活字本の購入	弱視の方、高齢者に読みやすい大活字本を購入します。	公正図書館
高齢者向け紙芝居の購入	高齢者福祉、老人ケアの現場などで活用できる紙芝居を購入します。	公正図書館
銚子雑学塾の開催	年齢・性別に関係なく誰でも参加できる塾です。塾生の自主企画・自主運営活動に対して支援します。	生涯学習室
高齢者学級の開催	老人クラブと連携し、各地区で開設します。地域に貢献するための教養、趣味や地域文化伝承等の学習、シルバーパソコン教室を開催します。	市民センター
歌声の集い	高齢者等の生きがいづくりとして、「往年の歌声喫茶」を再現し、合唱を通じた交流を促進します。	市民センター
老人クラブ活動 【再掲】	銚子市シニアクラブ連合協議会の活動である、運動会や芸能大会、グランドゴルフ大会、体力測定会等の活動に対して支援します。	高齢者福祉課
生涯学習関連機関等との連携	千葉科学大学や千葉県生涯学習大学校東総学園等、市内の生涯学習関連機関との連携や情報提供等により、高齢者の多様な学びの機会づくりを支援します。	高齢者福祉課

□ 実績

事業名等	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
大活字本の購入	53 冊	73 冊	52 冊
高齢者向け紙芝居の購入	6 冊	0 冊	2 冊

事業名等	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度 (見込み)	
	回数	参加数等	回数	参加数等	回数	参加数等
銚子雑学塾の開催	6	136	－	－	－	－
高齢者学級の開催	25	469	25	487	25	480
歌声の集い	7	384	7	402	7	400

(2) 高齢者の就労支援

定年退職後も、同じ職場や新たな職場で働き続ける方が増えています。年金受給年齢の引き上げと連動して「高齢者雇用安定法」では、平成 25 年以降の定年を 65 歳と定めています。

働くことが生きがいとなり、健康や活力の維持につながるなど、高齢社会における多様な効果も期待されるなかで、そうした意欲を受け止め、いきいきと働くことのできる環境づくりを推進します。

事業名等	事業内容	担当課・機関
シルバー人材センター活動	高齢者の経験や技能を活かした働く機会を提供し、社会参加と生きがい活動を支援します。	高齢者福祉課

3 尊厳ある暮らしの支援

(1) 高齢者虐待への対応

高齢者に対する虐待は、暴力などの身体的虐待や年金などを家族が使い込む等の経済的虐待、暴言や無視などによる心理的虐待と、必要な介護をしないなどのネグレクトがあります。

高齢者福祉課及び地域包括支援センターは、緊急性の判断や、被虐待者、虐待者双方の支援策を検討するため、警察や介護サービス事業所、生活保護担当、障害者福祉担当等関係機関と個別支援会議などを開催し対応しています。

緊急保護が必要な高齢者の施設の確保や、住み慣れた地域から離れた施設等で暮らすことになる高齢者の負担への配慮、虐待者への経済的自立支援などが課題になっています。

今後については、高齢者虐待を早期に発見し、適切に対応するため、保健、医療、福祉、介護などの関係者との連携を強化し、高齢者虐待対応のネットワークづくりを推進します。また、高齢者虐待の予防のために、市民に対し高齢者の尊厳を守るための啓発を実施していきます。

事業名等	事業内容	担当課・機関
高齢者虐待等緊急一時保護事業	高齢者虐待等により緊急保護を要する高齢者に対し、老人短期入所施設などに一時的に避難する場を確保します。	高齢者福祉課

□ 高齢者虐待通報数

	通報数	虐待数	虐待の種類（重複あり）				
			身体的	心理的	性的	経済的	ネグレクト
平成 27 年度	36 件	21 件	8 件	5 件	1 件	8 件	10 件
平成 28 年度	50 件	26 件	15 件	12 件	1 件	4 件	6 件
平成 29 年度	36 件	24 件	13 件	5 件	0 件	5 件	7 件

平成 29 年度は 10 月末までの通報数

(2) 成年後見制度への対応等

ア 認知症高齢者と家族への支援

成年後見制度の適切な利用を促進するほか、必要となる市民後見人の確保に向けた取組を推進します。

事業名等	事業内容	担当課・機関
成年後見制度 利用支援事業	判断力の低下した認知症高齢者など高齢者の権利擁護を図るため、成年後見制度を利用する高齢者に利用支援を行うとともに、状況に応じて制度利用に対する報酬の助成を行います。	高齢者福祉課
市民後見人養成事業	市民後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職以外の後見人）を育成するとともにその活動を支援するなど、地域での市民後見活動の仕組みづくりの推進を図ります。	高齢者福祉課

□ 実績

事業名等	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
成年後見等利用支援 事業	相談	14 件	相談	32 件	相談	45 件
	申し立て	3 件	申し立て	3 件	申し立て	1 件

平成 29 年度は 10 月末時点

イ 消費者被害の啓発・相談

認知症や一人暮らしの高齢者の増加に伴い、消費者被害は後を絶たず深刻な問題となっており、高齢者を狙った悪質商法や詐欺の手口は、日々、巧妙化、悪質化しています。

そのため、地域の見守りの担い手となる民生委員や介護従事者等とさらに連携を強化し、消費者被害の未然防止、早期解決を図ります。

今後も、被害に遭いやすい高齢者に対し、市として直接話ができる周知・啓発機会の場を活用し、繰り返し注意を促すとともに、対処法を説明していきます。

事業名等	事業内容	担当課・機関
消費者被害防止講座	地区の老人クラブや社会福祉協議会、介護事業者など、申込団体等の要望、目的に応じて消費生活相談員による出前講座を実施します。	観光商工課 (消費生活センター)
消費者被害防止啓発	消費生活センターが主催する消費者講座の中で、相談事例や悪質商法などの消費生活情報を提供し、家族・近隣の「見回り・見守り」の強化を目指します。また、民生委員、介護ヘルパー等を対象に、消費生活啓発冊子、悪質商法リーフレットを配布し、高齢者の消費者トラブルの未然防止に努めます。	観光商工課 (消費生活センター)
消費生活相談	消費生活相談員による相談を実施します。 実施日は、月曜日～金曜日、午前9時～午後4時です。	観光商工課 (消費生活センター)

□ 実績

事業名等		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度 (見込み)	
消費者被害防止	講座	回数	参加数	回数	参加数	回数	参加数
		13 回	776 人	6 回	379 人	9 回	700 人
	啓発	エコ手袋・メッシュケースの配布 530 個		防水巾着・ボトルホルダーの配布 600 個		くらしの豆知識の配布 200 冊	
消費生活相談		243 回		243 回		244 回	

IV 介護保険制度の実施状況

1 介護保険料と保険料段階別第1号被保険者数

平成28年度末現在の第1号被保険者数は22,167人で、所得段階で基準となる第5段階が11.60%を占めています。

表4-1-1 介護保険料の推移

計画年度	年額（円）	月額（円）
第1期（平成12年～14年度）	31,390	2,616
第2期（平成15年～17年度）	31,390	2,616
第3期（平成18年～20年度）	38,830	3,236
第4期（平成21年～23年度）	34,350	2,863
第5期（平成24年～26年度）	48,300	4,025
第6期（平成27年～29年度）	53,700	4,475

表4-1-2 保険料段階別高齢者数（平成28年度末現在）

段階	基準所得等条件		割合	第 6 期平均人数		平成 28 年度末	
第 1 段階	世帯 非課税	生活保護・老齢福祉年金受給者 公的年金収入と合計所得金額の合 計が 80 万円以下	0.3	4,301 人	19.70%	4,291 人	19.36%
第 2 段階		公的年金収入と合計所得金額の合 計が 80 万円超え 120 万円以下	0.55	1,288 人	5.90%	1,392 人	6.28%
第 3 段階		公的年金収入と合計所得金額の合 計が 120 万円超え	0.65	1,114 人	5.10%	1,192 人	5.38%
第 4 段階	世帯課税 ・本人 非課税	公的年金収入と合計所得金額の合 計が 80 万円以下	0.9	4,629 人	21.20%	4,092 人	18.46%
第 5 段階 (基準額)		公的年金収入と合計所得金額の合 計が 80 万円超え	1	2,467 人	11.30%	2,571 人	11.60%
第 6 段階	本人課税	合計所得 120 万円未満	1.2	3,603 人	16.50%	3,916 人	17.67%
第 7 段階		合計所得 120 万円以上 150 万円 未満	1.25	1,057 人	4.84%	1,169 人	5.27%
第 8 段階		合計所得 150 万円以上 190 万円 未満	1.4	1,128 人	5.17%	1,155 人	5.21%
第 9 段階		合計所得 190 万円以上 240 万円 未満	1.5	795 人	3.64%	786 人	3.55%
第10段階		合計所得 240 万円以上 290 万円 未満	1.6	385 人	1.76%	420 人	1.89%
第11段階		合計所得 290 万円以上 350 万円 未満	1.7	300 人	1.37%	312 人	1.41%
第12段階		合計所得 350 万円以上 400 万円 未満	1.8	169 人	0.77%	185 人	0.83%
第13段階		合計所得 400 万円以上 500 万円 未満	2	169 人	0.77%	219 人	0.99%
第14段階		合計所得 500 万円以上	2.2	430 人	1.97%	467 人	2.11%
第 1 号被保険者合計				21,835 人		22,167 人	

2 保険給付費の推移

本市の介護保険給付費は、増加傾向で推移しています。

また、サービス種別においても、それぞれ増加傾向で推移しています。

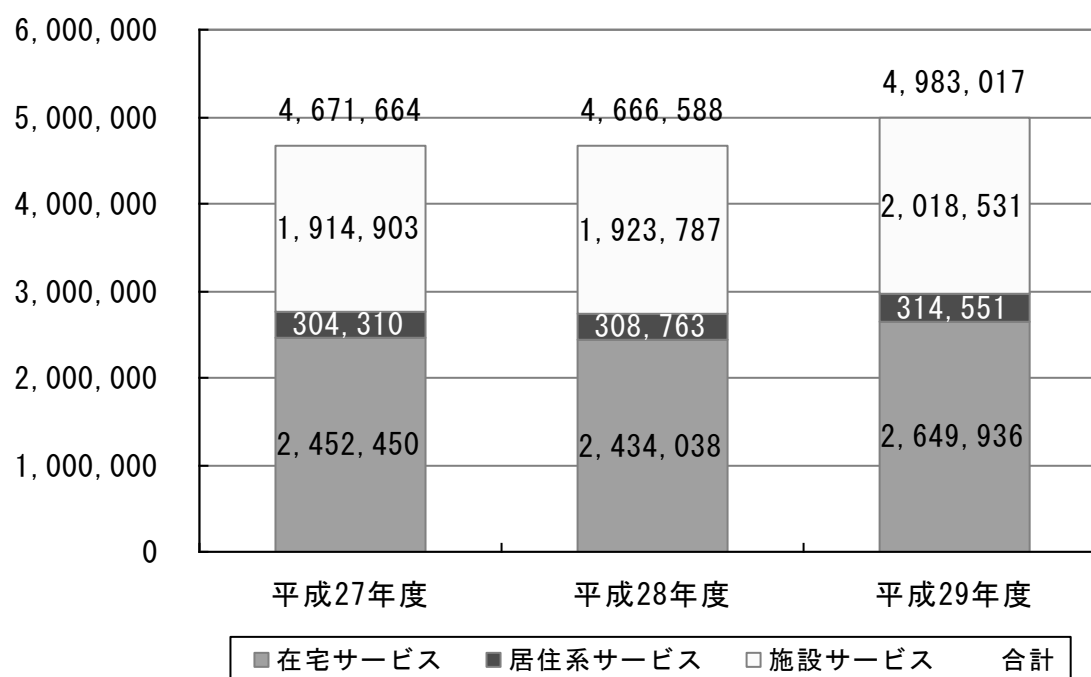
表 4-2-1 保険総給付費の推移

単位：千円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
合計	4,671,664	4,666,588	4,983,017
在宅サービス	2,452,450	2,434,038	2,649,936
居住系サービス	304,310	308,763	314,551
施設サービス	1,914,903	1,923,787	2,018,531

図 4-2-1 保険総給付費の推移

単位：千円



3 被保険者及び要支援・要介護認定者の状況

本市の介護保険被保険者数は、平成 29 年度には 42,918 人となっており、減少傾向での推移となっています。内訳としては、第 1 号被保険者数(65 歳以上)が横ばい程度、第 2 号被保険者数(40～64 歳)が減少傾向での推移となっています。

また、被保険者のうち、要支援・要介護認定者数については、平成 24 年度は 3,275 人でしたが、平成 29 年度には 3,964 人となり、増加傾向で推移しています。

表 4-3-1 介護保険被保険者数の推移（各年度 10 月 1 日）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総数（人）	45,772	45,466	45,111	44,096	43,510	42,918
第 1 号 被保険者数	20,730	21,120	21,448	21,695	21,667	21,634
第 2 号 被保険者数	25,042	24,346	23,663	22,401	21,843	21,284

* 第 2 号被保険者数は、住民基本台帳人口による。

表 4-3-2 要支援・要介護認定者数の推移（各年度 10 月 1 日）

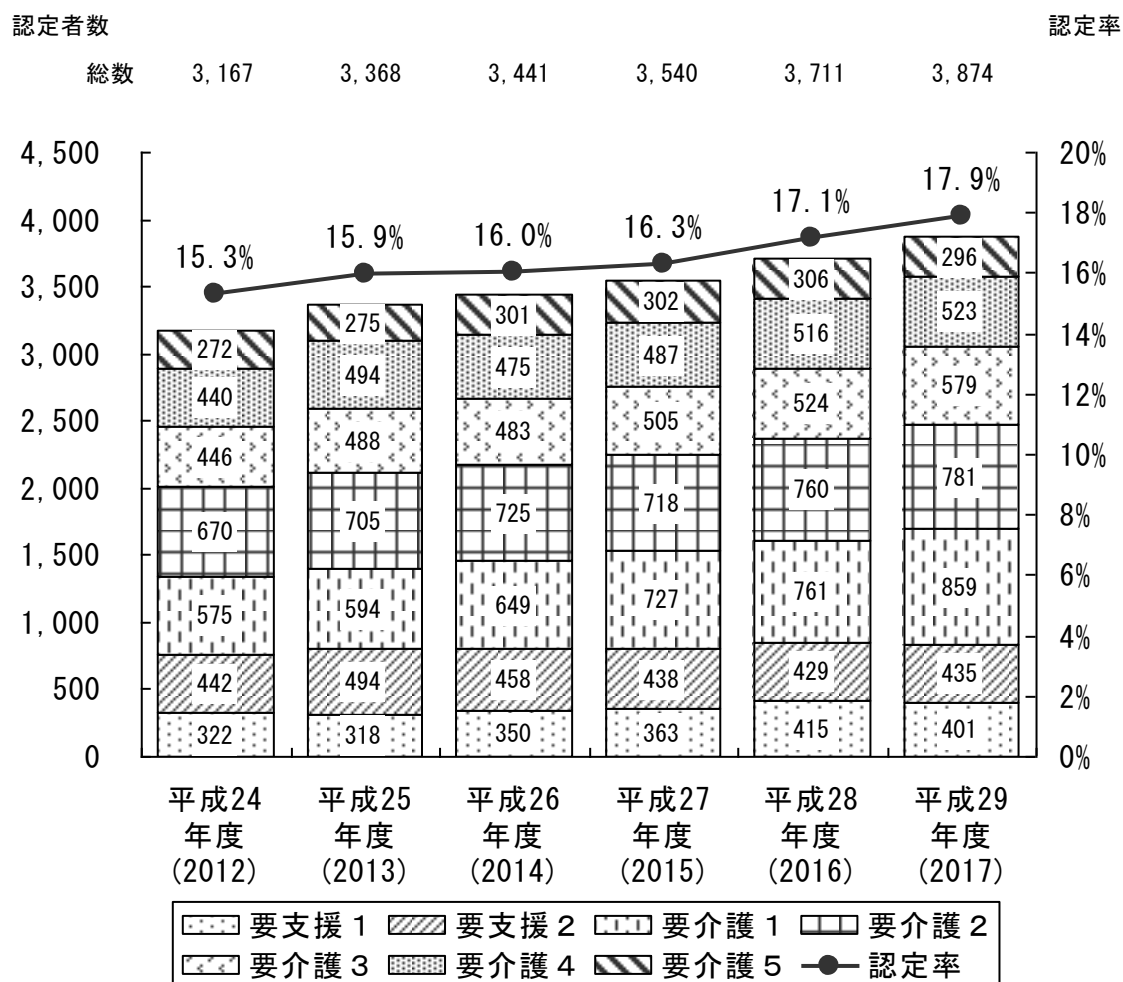
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総数	3,275	3,462	3,526	3,631	3,798	3,964
要支援 1	326	321	352	367	417	402
要支援 2	455	505	470	451	439	445
要介護 1	592	607	659	740	776	882
要介護 2	691	729	746	745	787	806
要介護 3	457	500	496	519	537	594
要介護 4	461	515	495	496	526	532
要介護 5	293	285	308	313	316	303
うち第 1 号 被保険者数	3,167	3,368	3,441	3,540	3,711	3,874
要支援 1	322	318	350	363	415	401
要支援 2	442	494	458	438	429	435
要介護 1	575	594	649	727	761	859
要介護 2	670	705	725	718	760	781
要介護 3	446	488	483	505	524	579
要介護 4	440	494	475	487	516	523
要介護 5	272	275	301	302	306	296

表 4-3-3 要支援・要介護認定率の推移（各年度 10 月 1 日）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要支援・ 要介護認定率	15.3%	15.9%	16.0%	16.3%	17.1%	17.9%

＊第 1 号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合。

図 4-1-2 第 1 号被保険者の要支援・要介護認定者数、及び認定率の推移



V 介護保険サービスの見込みと介護サービス基盤の整備

介護保険制度に基づく給付等のサービス体系は下表のとおりです。各サービスの実施見込みについては、次項から記載しています。

なお、見込量については、国の「見える化システム」における算出結果を踏まえた値となっています。

また、介護保険料の利用者負担割合については、当初の1割負担から、一定以上の所得がある高齢者については平成27年8月から2割負担となりました。さらに、2割負担者のうち、いわゆる現役世代並みの所得がある方については、平成30年8月から3割負担になる予定です。

表 5-1-1 介護給付等サービスの体系

予防給付（要支援1・2）	介護給付（要介護1～5）
介護予防サービス	居宅サービス
	訪問介護
介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護
介護予防訪問看護	訪問看護
介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション
介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導
	通所介護
介護予防通所リハビリテーション	通所リハビリテーション
介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護
介護予防短期入所療養介護	短期入所療養介護
介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与
特定介護予防福祉用具購入費	特定福祉用具購入費
介護予防住宅改修	住宅改修
介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護
介護予防支援	居宅介護支援
地域密着型介護予防サービス	地域密着型サービス
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	夜間対応型訪問介護
介護予防認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護
介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	看護小規模多機能型居宅介護
	地域密着型通所介護
	施設サービス
	介護老人福祉施設
	介護老人保健施設
	介護療養型医療施設
	介護医療院

1 要介護等認定者数の将来推計

人口の推移に基づき推計すると、要介護等認定者数は下表のようになります。認定者数全体及び第1号被保険者数、ともに増加傾向での推移が見込まれます。

表 5-1-2 要介護等認定者数の推計

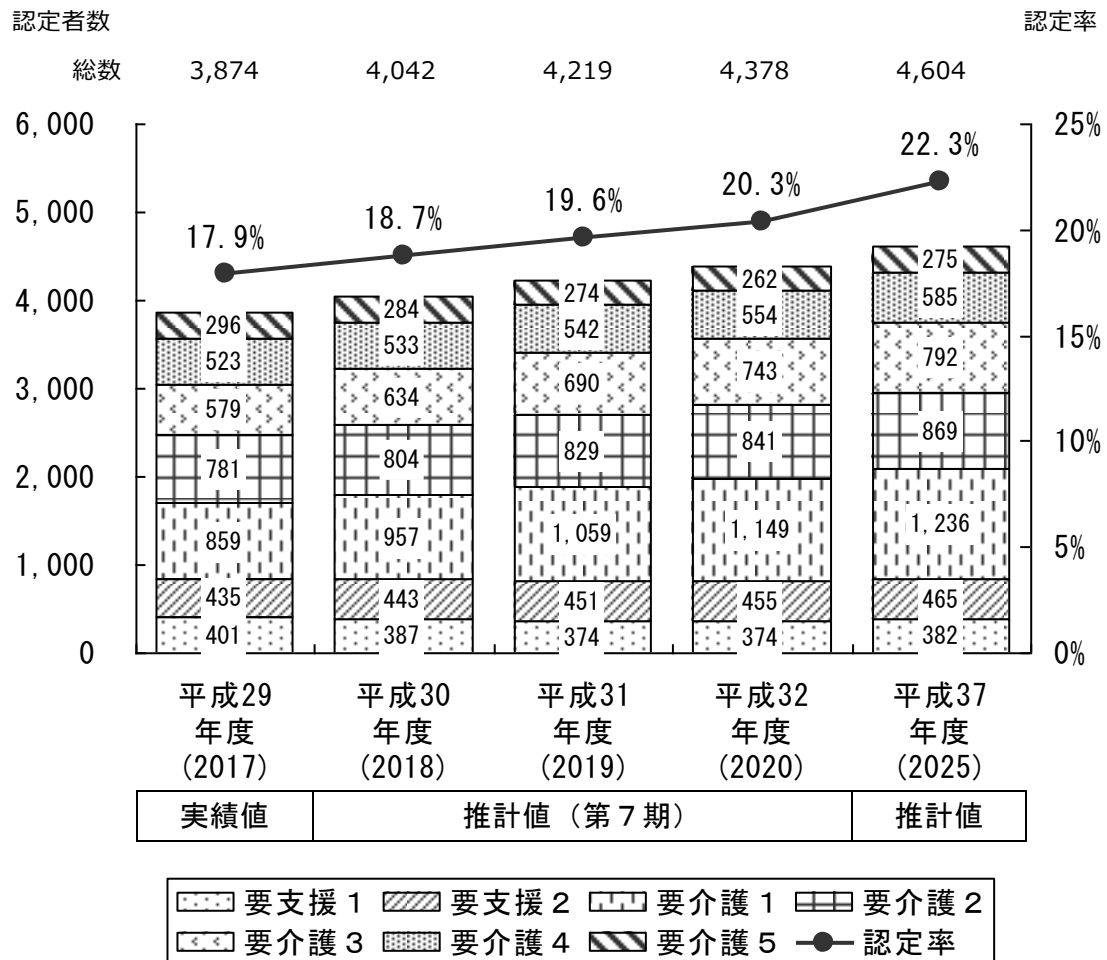
単位：人

	実績値	推計値（第7期）				推計値
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度 (2025)	
総数	3,964	4,135	4,316	4,477	4,702	
要支援 1	402	389	376	376	384	
要支援 2	445	457	467	472	482	
要介護 1	882	976	1,080	1,171	1,258	
要介護 2	806	835	862	875	902	
要介護 3	594	647	703	756	805	
要介護 4	532	539	547	559	590	
要介護 5	303	292	281	268	281	
うち第1号被保険者数	3,874	4,042	4,219	4,378	4,604	
要支援 1	401	387	374	374	382	
要支援 2	435	443	451	455	465	
要介護 1	859	957	1,059	1,149	1,236	
要介護 2	781	804	829	841	869	
要介護 3	579	634	690	743	792	
要介護 4	523	533	542	554	585	
要介護 5	296	284	274	262	275	

「見える化システム」による推計値

図 5-1-1 第 1 号被保険者の要支援・要介護認定者数、
及び認定率の推計

単位：人、%



2 介護等サービスの見込み

(1) 居宅サービス

在宅介護における柱となる介護（介護予防）居宅サービスについては、必要量を確保するため、ホームページなどで適切な情報提供を行い、民間事業者の参入を促進し、サービス提供体制の充実を図ります。

①訪問介護（介護予防訪問介護）

ホームヘルパーが居宅を訪問して、身体介護や生活援助を行い、利用者の在宅生活を支援する基本的なサービスです。

在宅での自立した生活が継続できるように質の高い訪問サービスの確保を図ります。

なお、介護予防訪問介護については、平成 29 年度の介護保険法改正により、介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）に移行しており、今後の利用は見込みません。

（年間）

介護サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度 (2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	440,880	453,898	480,902	510,672	538,801	557,766	535,035
回数(回)	172,272	177,878	179,874	189,964	200,246	207,214	199,188
人数(人)	7,824	8,208	8,688	9,252	9,828	10,248	9,984

介護予防サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度 (2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	31,876	835	111				
人数(人)	1,800	48	12				

②訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

看護師、介護士が居宅を訪問し、移動入浴車による入浴介助を行うサービスです。
現在の事業所数で供給の確保を図ります。

(年間)

介護サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	58,237	60,234	63,495	64,446	65,093	65,711	65,711
回数(回)	5,124	5,304	5,484	5,543	5,596	5,649	5,649
人数(人)	1,008	1,044	1,152	1,164	1,176	1,188	1,188

介護予防サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	195	373	345	373	373	373	373
回数(回)	26	48	44	47	47	47	47
人数(人)	12	12	12	12	12	12	12

③訪問看護（介護予防訪問看護）

看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。
今後、医療依存度の高い利用者の在宅生活が増えることが予想されるため、必要量の確保を図ります。

(年間)

介護サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	35,475	40,032	48,988	57,421	66,848	73,404	75,929
回数(回)	6,330	7,768	9,710	11,229	12,982	14,171	14,728
人数(人)	768	864	1,032	1,224	1,440	1,608	1,692

介護予防サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	1,086	1,453	800	805	806	806	806
回数(回)	294	382	270	268	268	268	268
人数(人)	36	36	24	24	24	24	24

④訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

通院が困難な利用者に対して、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が医師の指示に基づき、訪問してリハビリテーションを行うサービスです。

要介護度の改善、重度化の防止に効果が高いことから、需要の増加に合わせたサービス量の確保を図ります。

（年間）

介護サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	12,135	14,886	12,488	12,572	13,513	14,447	15,002
回数(回)	4,234	5,079	4,272	4,294	4,623	4,956	5,150
人数(人)	636	636	636	612	648	684	708

介護予防サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	1,745	1,841	1,977	2,086	1,826	1,806	2,027
回数(回)	633	670	713	749	656	648	728
人数(人)	96	96	96	108	96	96	108

⑤居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問して療養上の管理や指導を行うサービスです。

在宅支援の重要なサービスとして、医療機関及びケアマネジャーと連携して医療ニーズが高い在宅利用者への指導に努めます。

（年間）

介護サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	2,457	4,791	5,993	7,496	9,126	10,629	11,295
人数(人)	300	744	960	1,188	1,440	1,668	1,764

介護予防サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	610	115	460	793	1,190	1,530	1,728
人数(人)	36	12	60	96	144	180	204

⑥通所介護（介護予防通所介護）

デイサービスセンター等に通い、食事、入浴等の日常生活上の支援やレクリエーションを行うサービスです。

事業所数の増加とともに、サービス提供量が増えています。今後は、さらに本人の残存機能を活かした個別サービスの提供が行われるよう、サービスの質の向上を図ります。

なお、介護予防通所介護については平成 29 年度の介護保険法改正により、介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）に移行しており、今後の利用は見込みません。

(年間)

介護サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	641,710	395,179	470,136	480,513	490,600	498,415	542,931
回数(回)	78,204	50,340	58,908	59,768	60,852	61,637	65,872
人数(人)	7,596	4,968	5,988	6,264	6,552	6,864	8,724

介護予防サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	29,947	57	0				
人数(人)	1,056	0	0				

⑦通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

医療機関や老人保健施設に通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを行うサービスです。

リハビリ専門職の人員確保が課題となっています。限られた供給量で効果を上げられるよう、通所介護と役割を分担し、効果的な利用の促進を図ります。

(年間)

介護サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	320,253	310,909	316,338	323,935	333,337	337,753	328,240
回数(回)	38,921	38,265	38,705	39,464	40,319	40,424	39,214
人数(人)	4,440	4,416	4,488	4,560	4,644	4,644	4,512

介護予防サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	38,257	33,043	23,951	23,888	23,898	23,898	23,898
人数(人)	1,164	1,008	720	720	720	720	720

⑧短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）

在宅の利用者が、福祉施設などに短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。

需要は高く、施設数が限られるため緊急時の対応が困難な状況があります。必要な方が必要なときに利用できるように、小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの利用等で対応を図ります。

（年間）

介護サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度 (2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	121,614	123,438	116,099	125,843	135,767	144,965	145,574
日数(日)	14,748	15,359	14,399	15,738	17,158	18,531	18,839
人数(人)	1,584	1,620	1,752	1,932	2,124	2,316	2,376

介護予防サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度 (2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	222	294	797	706	1,620	1,620	1,973
日数(日)	33	51	134	113	274	274	330
人数(人)	12	12	24	24	48	48	60

⑨短期入所療養介護〔老人保健施設〕（介護予防短期入所療養介護〔老人保健施設〕）

病状が安定期にある在宅の利用者が、介護老人保健施設に短期間入所し、介護や医学的管理下における看護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行うサービスです。

がんの末期や難病、在宅酸素療法や気管切開などを行っている医療依存度の高い利用者に適切な対応ができるよう、訪問看護・居宅療養管理指導・訪問介護との連携を図ります。

（年間）

介護サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度 (2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	27,915	24,056	25,911	24,331	21,586	23,149	25,377
日数(日)	2,842	2,354	2,708	2,592	2,362	2,573	2,832
人数(人)	408	348	312	312	300	336	372

介護予防サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度 (2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	103	21	0	0	0	0	0
日数(日)	14	3	0	0	0	0	0
人数(人)	12	0	0	0	0	0	0

⑩短期入所療養介護〔病院等〕（介護予防短期入所療養介護〔病院等〕）

病状が安定期にある在宅の利用者が、療養病床に短期間入所し、介護や医学的管理下における看護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話をを行うサービスです。

がんの末期や難病、在宅酸素療法や気管切開などを行っている医療依存度の高い利用者に適切な対応ができるよう、訪問看護・居宅療養管理指導・訪問介護との連携を図るとともに、受け入れ体制の強化を働きかけていきます。

(年間)

介護サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
日数(日)	0	0	0	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0

介護予防サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
日数(日)	0	0	0	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0

⑪福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

歩行器、歩行補助杖や特殊ベッド等日常生活の自立を助ける福祉用具の貸与を行うサービスです。

(年間)

介護サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	127,691	136,925	153,072	166,513	180,901	193,746	217,234
人数(人)	9,984	10,800	12,120	13,248	14,448	15,540	18,396

介護予防サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	6,483	7,121	8,538	9,464	10,382	11,337	12,764
人数(人)	1,548	1,656	1,860	2,064	2,268	2,484	2,796

⑫特定福祉用具購入費（介護予防特定福祉用具購入費）

入浴や排せつ時などに利用する、貸与になじまない福祉用具の購入費を支給するサービスです。

（年間）

介護サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度 (2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	7,973	7,692	8,375	10,307	12,308	14,367	16,066
人数(人)	276	252	300	360	432	504	564

介護予防サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度 (2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	1,500	1,164	1,291	1,536	1,789	2,178	2,431
人数(人)	60	48	48	60	72	84	96

⑬住宅改修（介護予防住宅改修）

手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修に対して、上限を 20 万円として費用を支給するサービスです。

（年間）

介護サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度 (2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	17,431	17,501	22,582	30,676	39,130	47,735	55,237
人数(人)	180	180	252	348	444	540	624

介護予防サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度 (2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	7,233	5,769	8,868	11,673	13,992	16,310	18,629
人数(人)	72	60	96	120	144	168	192

⑭特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）

特定施設の指定を受けている有料老人ホーム、ケアハウス等に入居中の高齢者が、要支援・要介護状態になったとき、日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うサービスです。

(年間)

介護サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	36,344	45,411	50,876	51,458	51,481	51,481	77,154
人数(人)	312	348	396	396	396	396	600

介護予防サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	2,561	612	978	1,146	1,147	1,147	2,293
人数(人)	48	12	24	24	24	24	48

⑮居宅介護支援（介護予防支援）

在宅の利用者がサービスの適切な利用ができるよう、利用者の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して居宅サービス計画を作成し、サービス提供事業者等の連絡調整を行うサービスです。

居宅介護支援事業所は増加していますが、事業所によっては利用者の増加とともに、介護支援専門員一人当たりの負担が大きくなっています。

(年間)

介護サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	235,719	238,583	252,300	275,115	297,644	315,733	329,933
人数(人)	17,940	18,852	20,364	22,140	23,988	25,488	26,928

介護予防サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	19,231	10,812	10,370	10,065	9,646	9,279	9,344
人数(人)	4,380	2,424	2,328	2,244	2,148	2,064	2,076

(2) 地域密着型サービス

高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるように支援するサービスである地域密着型サービスについては、地域的な配置に留意しながら、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護等の充実を図ります。

各サービスにおける見込み量については、以下のとおりです。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を、24 時間いつでも受けられるサービスで、要介護 1 以上の認定者が対象です。

事業所の設置に向けて検討していきます。

(年間)

介護 サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度 (2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	0	0	0	0	0	29,586	49,310
人数(人)	0	0	0	0	0	180	300

②夜間対応型訪問介護

夜間対応訪問介護とは、従来の定期型・巡回型に加え、利用者のニーズに応じて随時対応する訪問介護で、要介護 1 以上の認定者が対象です。

(年間)

介護 サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度 (2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	308	474	93	0	0	0	0
人数(人)	36	36	12	0	0	0	0

③認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

認知症対応型通所介護とは、認知症のある利用者を対象とした通所介護サービスです。

（年間）

介護サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	41,904	31,944	19,632	19,445	19,454	19,454	19,454
回数(回)	3,915	2,962	1,840	1,817	1,817	1,817	1,817
人数(人)	396	312	192	192	192	192	192

介護予防サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	425	393	423	467	467	467	467
回数(回)	52	48	52	57	57	57	57
人数(人)	12	12	12	12	12	12	12

④小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

「通い」を中心に、利用者の状態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を柔軟に組み合わせるサービスを提供することにより、在宅での生活継続を支援するサービスです。1か所当たり29人以下の登録制です。

（年間）

介護サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	214,926	231,759	254,166	247,497	247,607	304,414	311,091
人数(人)	1,128	1,248	1,332	1,308	1,308	1,596	1,764

介護予防サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	6,911	10,385	10,341	11,053	11,058	11,966	15,760
人数(人)	132	168	180	192	192	204	300

⑤認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

認知症対応型共同生活介護とは、要支援２以上の認知症の症状がある方が、５～９人ごとの共同生活をする住居において、日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。本人の残された能力を引き出し、安心できる生活を支えます。

（年間）

介護サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度 (2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	212,107	212,785	212,383	196,214	196,217	220,648	274,356
人数(人)	864	852	936	864	864	972	1,212

介護予防サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度 (2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設の指定を受けた有料老人ホーム等に入居している要介護認定者等に、その施設が提供する入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話を行うものです。

（年間）

介護サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度 (2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	53,299	49,955	50,314	50,999	55,432	66,724	73,738
人数(人)	264	252	240	252	276	336	372

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の地域密着型の介護老人福祉施設で、入所者の入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や療養上の世話を行うものです。

(年間)

介護サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	52,262	54,586	58,859	55,342	54,896	54,896	53,279
人数(人)	240	240	252	240	240	240	240

⑧看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護などを組み合わせて、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられるサービスで、要介護1以上の認定者が対象です。

小規模多機能型居宅介護のサービス基盤の充実を図りながら、今後の動向を見極めます。

(年間)

介護サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0

⑨地域密着型通所介護

平成 28 年度から、それまでの小規模デイサービスから移行し、新設されたサービスです。

要介護・要支援認定者がデイサービスセンター（利用定員 18 人以下の小規模事業所）に通い、入浴、食事の提供、その他の日常生活上の世話、日常生活動作訓練を行うサービスです。

(年間)

介護サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)		268,061	331,093	352,988	374,663	395,350	527,763
回数(回)		33,190	38,214	40,536	42,971	45,372	60,526
人数(人)		3,240	3,948	4,212	4,464	4,716	6,288

(3) 施設サービス

常に介護が必要な方の入所を受け入れる施設サービスについては、入所者が可能な限り在宅復帰できることを念頭に、入浴や食事などの日常生活上の支援や機能訓練等を提供します。

介護老人福祉施設等の入所希望などの状況を踏まえ、地域的な配置バランスに留意しながら、サービス提供体制の充実を図ります。

各サービスにおける見込み量については、以下のとおりです。

①介護老人福祉施設

常時介護が必要で、居宅での生活が困難な要介護者が入所し、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等が受けられるサービスです。

市内の3施設の入所状況をはじめ、近隣の動向を把握し、入所者の重度化を考慮しながら適切な利用を促進します。

(年間)

介護サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	914,736	909,678	969,058	988,084	988,527	988,527	1,255,981
人数(人)	3,912	3,912	4,044	4,104	4,104	4,104	5,148

②介護老人保健施設

医療施設等での治療を終え、状態が安定している要介護者が在宅復帰を目指し、リハビリテーションを中心としたサービスが受けられる施設です。

医療施設の入院期間が短縮しており、介護老人保健施設は、ますます中間施設としての機能や在宅支援施設としての機能が求められています。

(年間)

介護サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	947,696	958,272	986,873	991,559	992,003	992,003	1,137,772
人数(人)	3,684	3,744	3,804	3,804	3,804	3,804	4,428

③介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする要介護者が、医療、看護、介護、リハビリテーション等のサービスを受けられる施設です。

なお、介護療養型医療施設は、平成 29 年度末までに廃止される予定でしたが、実情を踏まえ当面存続となり、次項の「介護医療院」に移行することが想定されています。

(年間)

介護 サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度 (2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)	209	1,251	3,742	0	0	0	
人数(人)	0	12	0	0	0	0	

④介護医療院

介護療養病床（介護療養型医療施設）からの新たな転換先（新介護保険施設）として、第7期から創設されるものです。

介護医療院については、介護療養病床の状況等を踏まえつつ、本計画における確保は見込みません。

(年間)

介護 サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度 (2025)
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	計画
給付費(千円)				0	0	0	0
人数(人)				0	0	0	0

3 介護保険施設等の基盤整備

(1) 介護保険サービス事業所の現状

介護保険サービス事業所の現状については、次のようになっています。

居宅サービス

サービス種類	事業所数	
訪問介護	20	(-)
訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）	2	(2)
訪問看護（介護予防訪問看護）	3	(2)
訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）	2	(2)
通所介護	9	(-)
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）	7	(7)
短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）	3	(3)
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）[老人保健施設]	3	(3)
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）[病院等]	-	(-)
福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）	3	(3)
特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）	6	(6)
特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）	1	(1)
居宅介護支援（介護予防支援）	29	(4)

*（ ）は、介護予防サービス事業所数

地域密着型サービス

サービス種類	事業所数	定員数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-
夜間対応型訪問介護	-	-
認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）	1	12 人
小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）	5	141 人
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）	7	72 人
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	29 人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	20 人
看護小規模多機能型居宅介護	-	-
地域密着型通所介護	14	-

施設サービス

サービス種類	施設数	定員数
介護老人福祉施設[特別養護老人ホーム]	4	310 人
介護老人保健施設	3	280 人
介護療養型医療施設	-	-
介護医療院	-	-

*それぞれのサービスの施設数及び定員数は、平成 30 年 2 月 1 日現在

(2) 基盤整備の考え方

介護保険施設等の基盤整備については、次のような考え方のもと、進めていきます。

施設サービス

種別	考え方
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	入所待機者が依然として高水準で推移しているものの、第7期計画期間中に地域包括ケアシステムの中核を担う定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護などのサービスの充実を図る見込みであり、近隣市町においても介護老人福祉施設の整備計画があることなどから、第7期中は、引き続き需要の把握に努めつつ、第8期に向けた検討を行います。
介護老人保健施設	入所の需要は依然として高いため、地域医療と地域介護との連携体制の構築のプロセスにおいて、必要な整備量などを見極めていきます。
介護療養型医療施設	第6期計画においては平成29年度末までの廃止が予定されていましたが、本計画では「介護医療院」への移行が国から示されており、こうした国の指針等を踏まえた対応を図ります。
介護医療院	介護療養病床からの転換先として、第7期から創設されるものであり、制度の周知等も含め、中長期的な視点も踏まえ、円滑な転換を促します。

地域密着型サービス

種別	考え方
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	医療的ニーズのある要介護者に対して、住み慣れた地域で訪問介護と訪問看護を一体的に提供します。 地域包括ケアシステムの中核を担うサービスとして整備を図ります。 【目標量】 1事業所
小規模多機能型居宅介護	地域包括ケアシステムの中核を担うサービスとして整備を図ります。 整備に当たっては、認知症対応型共同生活介護との併設など、整備手法の多様化を図ります。 【目標量】 1事業所（第3日常生活圏域）
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症高齢者の増加に伴い、利用希望者の増加が見込まれるため、地域を考慮して整備を図ります。 整備に当たっては小規模多機能型居宅介護との併設など、整備手法の多様化を図ります。 【目標量】 1事業所（第3日常生活圏域）

地域密着型サービスは、事業所確保等の新たな動きのあるものについて掲載。

4 介護保険料

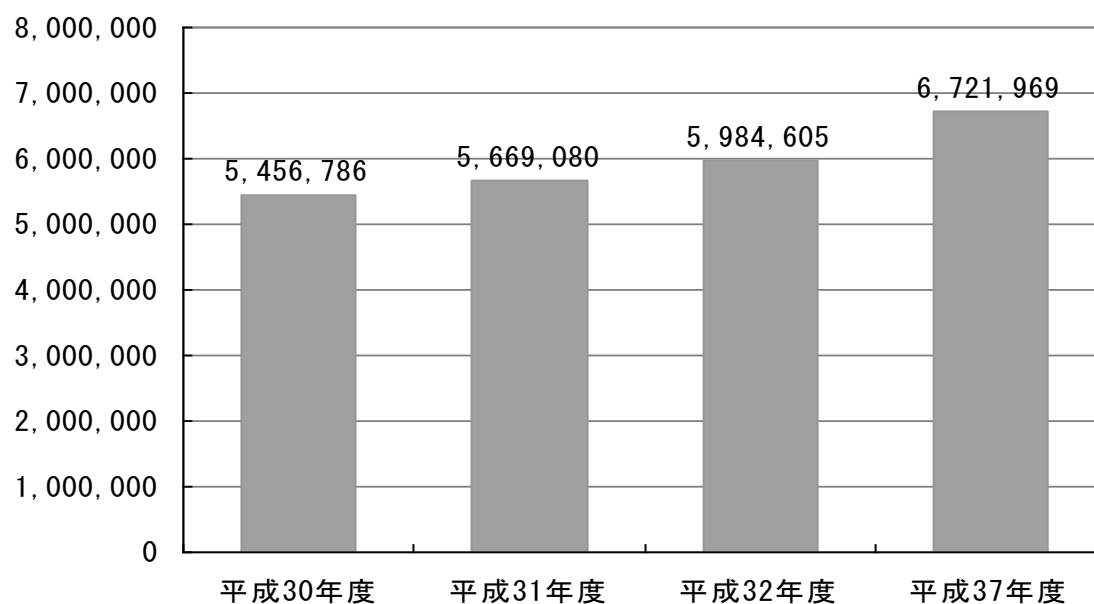
(1) 介護保険料算定に関わる標準給付費等の見込み

単位：千円

	合計	第7期			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
標準給付費見込額	17,110,472	5,456,786	5,669,080	5,984,605	6,721,969
総給付費	16,072,506	5,114,963	5,323,035	5,634,509	6,380,904
特定入所者介護サービス費等給付額	640,929	211,040	213,672	216,218	211,134
高額介護サービス費等給付額	335,725	110,545	111,923	113,257	110,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	48,800	16,079	16,280	16,441	16,000
算定対象審査支払手数料	12,511	4,160	4,170	4,181	3,931
地域支援事業費	780,000	250,000	260,000	270,000	320,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	375,000	120,000	125,000	130,000	155,000
包括的支援事業・任意事業費	405,000	130,000	135,000	140,000	165,000
市特別給付費等	0	0	0	0	0
保険料収納必要額	3,811,137				1,783,874
予定保険料収納率	98.0%				98.0%

標準給付費見込額の見込み

単位：千円



（２）介護給付費の財源

介護保険費用全体から利用者負担（１割）を除く給付費を、第１号・第２号被保険者の保険料で５０％、国・県・市で５０％負担する仕組みとなっています。

なお、第７期（平成３０年度）から被保険者負担割合が変更となり、第１号被保険者は２２％から２３％に、第２号被保険者は２８％から２７％になります。

介護給付費の財源

65歳以上（第１号被保険者）の保険料	40～64歳（第２号被保険者）の保険料 社会保険診療報酬支払基金	国庫負担	県負担	市負担
23%	27%	25%	12.5%	12.5%



保険料（５０％）



公費（５０％）

（３）介護保険料の設定

本市は、所得段階を国の標準９段階からさらに細分化した１４段階とし、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行います。

また、公費による低所得者の保険料軽減を行い、公費投入後の第１段階保険料の基準額に対する割合を０．３５から０．３にします。

また、準備基金の一部を取り崩し、保険料の上昇を抑制します。

第１号被保険者の第７期及び平成３７年度の介護保険料基準額

	（参考）第６期 （平成２７～２９年度）	第７期 （平成３０～３２年度）	平成３７年度（２０２５） （中長期的な見通し）
月額	4,475円	5,200円	7,126円
年額	53,700円	62,400円	85,512円

第7期介護保険料

住民税要件	第7期（平成30～32年度） 基準月額：5,200円				年度 平均 人数 （人）
	基準所得等条件	所得 段階	基準額に 対する割合	年額 （円）	
世帯非課税	生活保護／老齢福祉年金受給者／公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下	1	0.30	18,720	4,176
	公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円超え120万円以下	2	0.55	34,320	1,355
	公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円超え	3	0.65	40,560	1,160
本人世帯非課税・ 世帯課税	公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下	4	0.90	56,160	3,982
	公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円超え	5 基準	1.00	62,400	2,502
本人課税	合計所得金額120万円未満	6	1.20	74,880	3,811
	合計所得金額120万円以上150万円未満	7	1.25	78,000	1,138
	合計所得金額150万円以上200万円未満	8	1.40	87,360	1,124
	合計所得金額200万円以上250万円未満	9	1.50	93,600	765
	合計所得金額250万円以上300万円未満	10	1.60	99,840	409
	合計所得金額300万円以上350万円未満	11	1.70	106,080	304
	合計所得金額350万円以上400万円未満	12	1.80	112,320	180
	合計所得金額400万円以上500万円未満	13	2.00	124,800	213
	合計所得金額500万円以上	14	2.20	137,280	454

<参考> 第6期介護保険料

住民税要件	第6期（平成27～29年度） 基準月額：4,475円				年度 平均 人数 （人）
	基準所得等条件	所得 段階	基準額に 対する割合	年額 （円）	
世帯非課税	生活保護／老齢福祉年金受給者／公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下	1	0.30	16,110	4,301
	公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円超え120万円以下	2	0.55	29,530	1,288
	公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円超え	3	0.65	34,900	1,114
世帯非課税・本人非課税	公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下	4	0.90	48,330	4,629
	公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円超え	5 基準	1.00	53,700	2,467
本人課税	合計所得金額120万円未満	6	1.20	64,440	3,603
	合計所得金額120万円以上150万円未満	7	1.25	67,120	1,057
	合計所得金額150万円以上190万円未満	8	1.40	75,180	1,128
	合計所得金額190万円以上240万円未満	9	1.50	80,550	795
	合計所得金額240万円以上290万円未満	10	1.60	85,920	385
	合計所得金額290万円以上350万円未満	11	1.70	91,290	300
	合計所得金額350万円以上400万円未満	12	1.80	96,660	169
	合計所得金額400万円以上500万円未満	13	2.00	107,400	169
	合計所得金額500万円以上	14	2.20	118,140	430

5 介護保険制度運営の充実

(1) 介護サービスの質の向上

ア 人材育成

介護サービスは、高齢者の自立支援を目指して、人が人に対して行う援助であることから、必要な人材を確保するとともに研修等による人材育成が重要です。

本市では、サービス事業所を対象にケアの質の向上を目的とした研修会を実施しています。特に、高齢者の支援のためには、保健、医療、福祉、介護の連携が必要なことから、主治医、医療ソーシャルワーカー等とケアマネジャー・介護職員等の連携を強化していく必要があります。

事業名等	事業内容	担当課・機関
地域ケア実務者会議	地域ケアにかかわる保健・福祉・医療・介護等の情報交換・学習会を実施しています。	地域包括支援センター

ロ 実績

事業名等	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
地域ケア実務者会議	3 回 222 人	3 回 246 人	4 回 250 人

介護人材の需給関係については、必要となる介護人材の規模を推計するワークシートが国より示されており、それに基づき算出した、本市の推計結果は次のようになっています。今後、サービス受給者の増加に伴い、必要な介護人材についても増加が見込まれており、中・長期的な視点のもと、安定的な確保や育成に向けた取組を進めていく必要があります。

国ワークシートに基づく介護人材需要に関する簡易推計結果 (単位：人)

		サービス 受給者数	介護 職員数	介護保険施設 ・事業所の 看護職員数	介護 その他の 職員数	合計
実績	平成 27 年	2,658	966	177	511	1,654
推計	平成 30 年	2,751	1,000	183	528	1,712
	平成 32 年	2,813	1,023	187	540	1,750
	平成 37 年 (2025)	2,838	1,032	189	545	1,766

イ 介護給付適正化

地域における自立した日常生活の支援や、介護予防、軽減もしくは悪化の防止などを通じ、介護給付等に要する費用の適正化に努めます。

その目標として、健康寿命の延伸や生きがいづくりなど、全市的な視点による幅広い取組とともに、介護認定、介護給付、介護報酬といった、さまざまな場面における点検を行い、主要5事業を柱とする取組を通じ、適切な利用を促進していきます。

事業名等	事業内容	担当課・機関
認定調査状況の点検	指定居宅介護支援事業者、施設、または介護支援専門員が実施した認定調査の内容について、市職員等が訪問または書面等の審査により点検します。	高齢者福祉課
ケアプランの点検	介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者からの提出、または事業所への訪問調査等により、市職員等の第三者が、その内容等の点検及び指導を行います。	高齢者福祉課
住宅改修などの点検	居宅介護住宅改修費の申請時に、請求者宅の実態確認、利用者の状態確認又は工事見積書の点検を行い、竣工後に、訪問調査等により施工状況の点検を行います。 福祉用具利用者に対する訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等を点検します。	高齢者福祉課
医療情報との突合・縦覧点検	後期高齢者医療保険及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。 受給者ごとに複数月にまたがる支払状況（請求明細書の内容）を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。	高齢者福祉課
介護給付費通知	利用者本人、または家族に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知します。	高齢者福祉課

(2) 低所得者対策

費用負担額の軽減・減免等、本市における所得の低い方に対する支援・各種制度については、市民をはじめケアマネジャー・サービス提供事業者等に積極的に周知を行うとともに、市の窓口において十分な相談対応を行います。

また、社会福祉法人との連絡調整を密に行い制度を適正に活用し、生活保護制度を主管する社会福祉課との相互連携を図りながら、誰もが安心してサービスを受けられる体制を整えます。

事業名等	事業内容	担当課・機関
特定入所者介護（支援）サービス費の支給	市民税非課税世帯の方や生活保護受給の方は、介護施設やショートステイの利用に係る居住費（滞在費）・食費の負担を軽減します。	高齢者福祉課
高額介護（介護予防）サービス費の支給	自己負担額のうち、所得等の状況に応じて定められた上限額を超えた額を支給します。	高齢者福祉課
高額医療合算介護（介護予防）サービス費	介護保険と医療保険を利用した場合の自己負担額を合算して年間の限度額を超えた額を支給します。	高齢者福祉課
社会福祉法人等による利用者負担軽減制度	所得が低く生計が困難である方を対象に、社会福祉法人等が利用者負担を軽減します。	高齢者福祉課
要介護旧措置入所者の負担軽減	介護保険法の施行前の措置制度のときから継続的に特別養護老人ホームに入所されている方を対象に、措置制度のときの負担水準を超えることがないように負担軽減措置を行います。	高齢者福祉課
高齢夫婦世帯等の居住費・食費の軽減	利用者負担第4段階の場合でも、高齢夫婦2人暮らしで一方が個室に入った場合に、在宅で生活される配偶者の収入が一定額以下となる場合などには、居住費・食費を引き下げます。	高齢者福祉課
利用料を支払った場合に生活保護の適用となる方の負担軽減	本来適用すべき利用者負担段階とした場合に生活保護が必要となり、それより低い利用者負担段階であれば生活保護を必要としなくなる場合には、低い利用者負担段階に該当するものとし、負担軽減を行います。	高齢者福祉課

資料編

1 銚子市介護保険事業等運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、銚子市介護保険条例(平成12年銚子市条例第11号。以下「条例」という。)第10条の2第7項の規定により、銚子市介護保険事業等運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の議事については、その概要、出席委員の氏名その他の必要な事項を記載した会議録を作成するものとする。

(専門部会)

第4条 条例第10条の2第5項の規定による専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

2 専門部会に、部会長及び副部会長各1人を置く。

3 部会長及び副部会長は、会長が指名する。

4 部会長は、会務を総理し、会議の調査審議の経過及び結果を必要に応じ協議会に報告するものとする。

5 前条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第5条 協議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日規則第6号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 銚子市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 本市の地域包括支援センター（以下「センター」という）の適切な運営、及び中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、銚子市地域包括支援センター運営協議会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更

ウ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施

エ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所

オ その他、委員会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要と判断した事項

(2) センターの運営に関すること。

ア 委員会は、毎年度ごとに、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

(イ) 当該年度の計画書及び収支予算書

(ロ) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(ハ) その他、委員会が必要と認める書類

イ 委員会は、ア(イ)の事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案して必要な基準を作成した上で、定期的に又は必要な時に、事業内容を評価するものとする。

(イ) センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに隔りがないこと。

(ロ) センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘導していないこと。

(ハ) その他、委員会が必要と判断した事項

(3) センターの職員の確保に関すること。

(4) その他、地域包括ケアに関する事項であつて、委員会が必要と判断した事項。

(委員)

第3条 委員は、銚子市介護保険事業等運営協議会（以下「運営協議会」という。）の委員をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、運営協議会の会長及び副会長をもって充てる。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、委員会の議事の概要及び出席者を記載した会議録を調整し、議事録に署名を行う。

(秘密の保持)

第6条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、高齢者福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

3 銚子市地域包括ケアシステム推進会議の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと住み続けるために必要な包括的なケアが受けられるシステム（以下「地域包括ケアシステム」という。）構築に向けて、行政及び保健・医療・福祉・介護等の関係機関が相互に連携を強化し、地域包括ケアシステムの在り方を協議するため、銚子市地域包括ケアシステム推進会議（以下「推進会議」という。）を設置するにあたり、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域包括ケアシステムに係る住まい・医療・介護・予防・生活支援のサービスの基盤整備、事業推進、サービス提供等に関すること。
- (2) 地域包括ケアシステム構築のためのニーズや社会資源等の掌握に関すること。
- (3) 地域包括ケアシステムに係る住まい・医療・介護・予防・生活支援のサービスの各分野相互のネットワーク構築等に関すること。
- (4) その他、地域包括ケアシステムの推進に関すること。

(委員)

第3条 委員は、銚子市介護保険事業等運営協議会の委員をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に、会長、副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事については、その概要、出席委員の氏名その他の必要な事項を記載した会議録を作成するものとする。

(専門部会)

第7条 第2条に規定する推進会議の所掌事項に関する具体的な事項について検討及び進捗管理するため専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、部会長及び副部会長各1人を置く。
- 3 専門部会長は、会務を総理し、会議の調査審議の経過及び結果を必要に応じ、推進会議に報告するものとする。
- 4 前条の規定は、専門部会に準用する。この場合において、同条中「推進会議」とあるは「専門部会」と、「会長」とあるは「部会長」と読み替えるものとする。

第8条 推進会議及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

第9条 推進会議及び専門部会の事務を処理するため、高齢者福祉課に事務局を置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

4 銚子市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 本市の地域密着型サービスの適切な運営を図るため、銚子市地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域密着型サービスの指定基準・介護報酬の設定に関すること。
- (2) 地域密着型サービス事業者の指定等に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価に関すること。
- (4) その他の地域密着型サービスに関すること。

(委員)

第3条 委員会は、銚子市介護保険事業等運営協議会（以下「運営協議会」という。）の委員をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、運営協議会の会長及び副会長をもって充てる。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、委員会の議事の概要及び出席者を記載した会議録を調整する。

(秘密の保持)

第6条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、高齢者福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

5 銚子市介護保険事業等運営協議会委員名簿

任期：平成 29 年 6 月 1 日～平成 32 年 5 月 31 日（3 年間）

番号	氏 名	選出団体等	備考
1	すずき 鈴 木	みのる 稔	被保険者の代表者
2	いわせ 岩 瀬	せいこ 靖 子	千葉科学大学
3	いずみ 泉	ひでのぶ 英 伸	千葉県弁護士会
4	いもと 井 元	こうへい 浩 平	千葉県海匠健康福祉センター
5	なゆき 名 雪	ふみかず 文 一	社団法人 銚子市医師会
6	たしろ 田 代	いくこ 育 子	社団法人 千葉県薬剤師会 銚子支部
7	あつた 熱 田	もりまさ 衛 政	銚子市歯科医師会
8	みやがわ 宮 川	こういち 功 一	銚子市民生委員児童委員協議会
9	かざま 風 間	ひさえ 久 枝	銚子市保健推進員 食生活改善推進員協議会
10	おおあみ 大 網	ひろ や 裕 弥	社会福祉法人 銚子市社会福祉協議会
11	すずき 鈴 木	かずお 一 男	銚子市身体障害者福祉連合協議会
12	おざわ 小 澤	としまさ 利 政	特定非営利活動法人 ナルク銚子（くろしお）
13	やまの 山 野	せつこ 節 子	てうしケアマネくらぶ
14	あさづま 浅 妻	あやこ 亜 矢 子	社会福祉法人 讃寿会
15	さとう 佐 藤	なおこ 直 子	社会福祉法人 恵和会
16	すずき 鈴 木	まりこ 真 理 子	社会福祉法人 銚子市社会福祉事業団
17	やまぐち 山 口	ゆうじ 勇 治	特定非営利活動法人 千葉健康生きがい支援ネット

6 計画の策定経過

銚子市介護保険事業等運営協議会

回	開催日	主な議題
1	平成29年 6月21日(水)	○平成29年度銚子市介護保険事業等運営協議会実施計画について ○第7期介護保険事業計画について ○平成28年度地域包括ケアシステム推進計画実績報告及び平成29年度計画(案)について ○平成28年度地域包括支援センター事業報告及び平成29年度事業計画(案)について ○指定地域密着型サービス事業者の指定について
2	8月30日(水)	○高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画中間報告について ○第7期介護保険事業計画について ○平成28年度認定審査等の実績について ○指定地域密着型サービス事業者等の指定について
3	10月18日(水)	○銚子市東部地域包括支援センターの職員の変更について ○在宅医療・介護連携支援センターについて ○第7期介護保険事業計画について ○指定地域密着型サービス事業者等の更新について
4	12月20日(水)	○第7期介護保険事業計画について ○介護保険料について ○介護施設整備について ○在宅医療・介護連携支援センターの設置等について(報告)
5	平成30年 2月7日(水)	○高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画(最終案)について ○指定介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定について ○平成29年度委託型地域包括支援センター業務の評価、点検について

銚子市
高齢者福祉計画・
第7期介護保険事業計画

平成30年3月

発行：銚子市
編集：銚子市 高齢者福祉課
千葉県銚子市若宮町1-1
電話 0479-24-8181（代表）